#### 厚生労働省省内事業仕分け

平成22年4月12日に第1回厚生労働省省内事業仕分けが開催され、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」)について事業 仕分けが行われました。

#### <事業仕分けの概要>

- 支払基金から「法人概要」及び「改革案」についての説明が行われ、省 内事業仕分け事務局から「事務・事業や法人についての論点等」について 説明があり、議論が行われました。
- 〇 事業仕分け人の主な意見
  - 支払基金は診療側よりになっているのではないか。
  - 国保連との統合の論点があるのではないか。
  - ・レセプト電子化の効果をより明確にすべきではないか。
  - 支払基金の業務の一部は外部にゆだねることが可能ではないか。
  - ・システムコストも含めてコストの説明が必要ではないか。
  - ・競争原理を一定のルールで導入したらどうか。

#### 〇政務三役からのコメント

- ・手数料が妥当なのか今後議論していく。コストに見合った手数料になっているのか。今のままだとコストが上がれば手数料も上がる仕組みになっているので、コストの削減努力をしないと手数料が上がる。何らかの 歯止めの仕組みを考えたい。
- ラスパイレス指数について、公務員より給料が高い。手数料にもはねている。これを見直す。
- ・地域間格差があり過ぎる。どういう理由で離れているのかをきちっと調査をする。これを是正し、適正に、納得のいく審査にするためにはどういう手法が必要なのかサンプル調査も含めて現状を把握していく。
- ※事業仕分けの模様はYouTube にアップされています。

http://www.youtube.com/watch?v=BxCgeztsa94

本資料は、4月12日に厚生労働省で実施された省内事業仕分けにおいて支払基金から提出された資料

### 特別民間法人「社会保険診療報酬支払基金」の改革案について ≪改革案説明資料≫

※ 政務3役において、本案を基に更なる改革案を検討中

#### 特別民間法人「社会保険診療報酬支払基金」の改革案について

改革の 考え方 ≪総括表≫

- 〇 「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、審査の充実や支部間差異の 解消に取り組む方針。
- 〇 平成22年度前半を目途に、平成23~27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化の ための新たな計画」を策定する方針。
- 1 国からの財政支出の削減

平成21年度

平成22年度予算

平成23年度~

制減額減過

39,419百万円

286百万円

厚労省の方針に従う

厚労省の方針に従う

2. 組織のスリム化

平成21年度

平成22年度

平成23年度~

訓練数荷思

5,256人

5,087人

23年度に 4,962人(▲125人) 27年度までに少なくとも 4,562人(▲400人)

少なくとも▲525人

3. 余剰資産の売却

遊休不動産の処分・宿舎の見直し

が思想など

新計画に盛り込む

4. 事務・事業の改革

改革事項

- 1 審査の充実
- 2 業務効率化・コスト削減 等

#### 改革の基本方針

〇 支払基金においては、自らの取組として、平成21年5月より、審査委員代表、保険者代表、 診療担当者代表等の参画を得て「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」を開催し、 平成22年3月、報告書を公表。



- 〇 平成22年度前半を目途に、平成23~27年度を対象期間とする「サービスの向上と 業務効率化のための新たな計画」を策定する方針。
- 〇 その中では、
- ① 電子レセプトによる審査の質の向上の方向性
- ② 審査を含む業務処理全般に関する現行の体制の見直し後の姿
- ③ 業務に係るコストの削減目標並びにそれに向けた財政見通し及び手数料単価の見込み
- ④ 審査実績の向上及び支部間差異の解消に向けて達成すべき目標を設定して その進行状況を検証する仕組み

等を盛り込む方針。

#### 1 国からの財政支出の削減

平成22年度予算

平成23年度~

訓減額循些

286百万円

厚労省の方針に従う

厚労省の方針に従う

≪具体的な見直しの内容≫

≪見直しによる削減額≫

〇 社会医療診療行為別調査受託費

(26百万円)

〇 診療報酬データ提供・レセ電調剤分析データ 提供受託費 (27百万円)



厚労省の方針に従う

〇 介護保険関係業務費補助金

(233百万円)



厚労省の方針に従う

#### 2. 組織のスリム化

平成22年度当初

平成23年度~

制制数据

5,087人



23年度に 4,962人(▲125人) 27年度までに少なくとも 4,562人(▲400人)

少なくとも▲525人

#### ≪具体的な見直しの内容≫

〇 電子レセプトへの対応に主眼を置いた組織の在り方の見直し

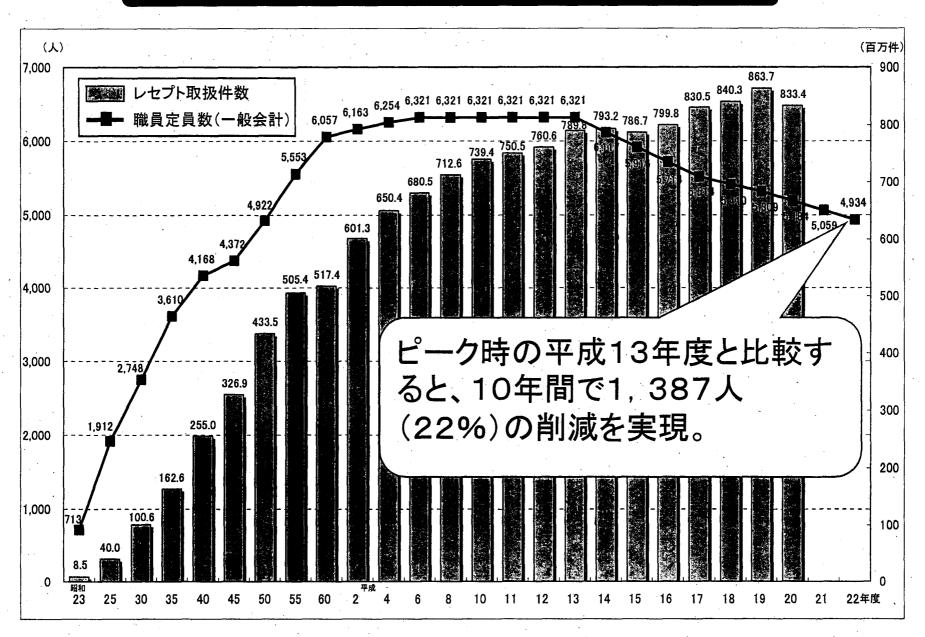
#### 改革前

改革後

- 紙レセプトについては、目視点検を実施。 電子レセプトについては、点検条件を設定 してシステムチェックを実施。
- 〇 民間委託が可能である請求支払業務を すべて民間に委託。
- 〇 支部ごとに庶務·会計·資金管理の業務を 処理。

- 〇 すべての電子レセプトに対して システムチェックを実施。人による審査を 「人でなければできない審査」に限定。
- 〇 引き続き、アウトソーシングを実施。
- 平成23年度より、資金管理業務を本部で一括して処理。
- 〇 庶務·会計の業務を各ブロックで中核と なる支部に集約する方向で検討。

### 職員定員の見直し



# 請求支払業務のアウトソーシング

第 唐	業務内容
平成14年度	・レセプトOCR処理業務
	・レセプトOCR処理業務
平成15年度 	・請求・支払データ入力業務の一部
	・レセプトOCR処理業務
平成16年度	・請求・支払データ入力業務の全部
	・ レセプトの保険者別分類業務の一部(大規模支部)
	・レセプトOCR処理業務
平成17年度	・ 請求・支払データ入力業務の全部
	・ レセプトの保険者別分類業務の一部(全支部)
	・ レセプトOCR処理業務
平成18年度~	・ 請求・支払データ入力業務の全部
	・ レセプトの保険者別分類業務の全部(全支部)

#### 職員定数の削減

- 〇「レセプトオンライン化に対応したサービスと業務効率化のための計画」(平成19年12月)においては、平成20~23年には、レセプトのオンライン化に伴う900人の要員効果を見込んだ上で、400人の要員を審査の充実に振り向け、500人の定員削減を盛り込んだところ。
- 〇 平成22年度前半を目途に、平成23~27年度を対象期間とする「サービスの向上と 業務効率化のための新たな計画」を策定するに当たっては、平成24年度以降に少なくとも 400人の定員削減を盛り込む方針。
- 〇 具体的には、
  - ① 現行で支部ごとに処理されている<u>資金管理業務</u>(保険者に対する診療報酬の請求及び 医療機関に対する診療報酬の支払の業務)について、<u>平成23年度より、本部で一括して</u> 処理し、効率化を図る
  - ② 現行で支部ごとに処理されている<u>庶務・会計の管理業務</u>のうち、<u>集約可能なものについて、本部又は各ブロックで中核となる支部に集約</u>する方向で検討するなど、業務処理体制を見直すことにより、職員定員の削減を計画的に進める方針。

### 支部事務組織体制の見直し

47支部体制のあり方については、「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」の議論を踏まえた検討が必要であるが、全国組織である支払基金の機能を活かした事業運営を目指す。



- ① 今後、職員定員削減を進める場合、中小支部が大支部と同様の組織体制では非効率なことから、平成22年度から段階的に小支部の組織体制をスリム化。(16支部を4課体制から3課体制へ再編)
- ② 平成23年度からは、集約可能な業務を本部一括又はブロック中核支部での処理体制とすることを検討。

#### 樂事長の輸作

地域性を考慮しながら、小支部の幹事長は、近県の幹事長が兼任する。

⇒ 平成22年度は、『鳥取支部」が該当

#### 3. 余剰資産の売却



遊休不動産の処分及び宿舎の見直し

新計画に盛り込む

#### ≪具体的な内容≫

- 〇 遊休不動産の処分
- ・ 現有の13支部16物件の売却を本部に移管。



≪具体的な効果≫

〇 売却の迅速化・効率化

- 〇 宿舎の見直し
  - ・ 平成23~27年度の5年間で空戸 発生宿舎の処分及び自前宿舎から 借上宿舎への移行を計画的に推進。



〇 資産のスリム化

### 資産保有状況

(単位:億円)

		建物	その他 (車両。ソフトウェア等)	
519	358	569	162	1,608

注1上記は、全会計の資産(現預金・資産)の合計である。(円滑導入勘定の現金310億円は、 翌年度事業の基金(ファンド)であるため除外した。)

注2 現預金519億円のうち、積立金が456億円、未払金等が63億円。積立金のうちでは、 退職給付引当預金が過半(255億円)。

注3 土地・建物の事務所・宿舎別内訳

(単位:億円)

		ichb	建物	
單三學生物		274	473	747
福金	,	84	96	180
Ē		358	569	927

### 遊休不動産の処分・宿舎の見直し

#### 遊体不動産の処分

- 〇 現有の遊休不動産は、13支部の16物件。
- 〇 今後、売却の迅速・効率化を図るため、売却を支部から本部へ移管 する方針。

#### 宿舎の見直しき

- 宿舎の確保は、職員を全国的に異動させる人事政策上、必要不可欠。</br>
- かつて、レセプト取扱件数の増加に伴う職員定員の増加に対応する ため、当時の民間賃貸事情にかんがみ、自前宿舎を計画的に整備。
- 近年、職員定員が削減される中で、宿舎によっては、空戸が発生。
- 〇 今後、宿舎の利用率の推移、コストの多寡等を踏まえ、処分の対象とすべき 空戸発生宿舎及び借上宿舎に移行すべき自前宿舎を選定し、<u>平成23~27</u> 年度の5年間で空戸発生宿舎の処分及び自前宿舎から借上宿舎への移行を 計画的に推進する方針。

#### 4. 事務・事業の改革

改革事項

- 1 審査の充実
- 2 業務効率化・コスト削減 等

≪具体的な見直しの内容≫

≪見直しによる具体的な改革効果≫

- 〇 審査の充実
  - システムチェックの拡充(突合・縦覧審査等)
  - 支部間差異の解消(統計的データを活用した 実績の評価等)
- 保険者の再審査請求に係る事務処理負担 の軽減
  - \* 突合・縦覧審査で少なくとも54億円(20年度審査実績)の査定効果
- 〇 審査の信頼性の向上

- 〇 システムの見直し
  - ・ 平成24年度を目途に機器更新

- 〇 より高度なITの導入による審査の更なる 充実・効率化
- システム経費の適正化

- 〇 積立金の取崩し
  - 施設及び設備準備積立金の積立の凍結
  - 平成24年度までに別途積立金(20年度末 69億円)の全額の取崩し
- 〇 手数料の見直し
- 手数料水準の引下げ
- 手数料体系の検討

〇 保険者の財政負担の軽減

- 〇 役員の公募
- ・平成22年8・9月の役員改選時に役員を公募。

○ 人事の公正性・透明性の確保

#### 原審査の状況(平成20年5月~平成21年4月審査分)

國際領海副

#### 件数

請求件数(A) 5億8,288万件 (1か月当たり 4.857万件)

査定件数(B) 494.2万件 (1か月当たり 41.2万件)

查定件数率((B)/(A)×100) 0.848%

#### 点数

請求点数(C) 1兆495億8,284万点 (1か月当たり 874億6,524万点)

査定点数(D) 20億6,901万点 (1か月当たり 1億7,242万点)

查定点数率((D)/(C)×100) 0.197%

《多考 国最偏庸 智驗關係追言金》。 資電件數率((B) / (A) × (10) (0.559% 《多方 国民健康保険団体連合会》 查定点数率((D)/(C)×100) 0112%

- 注1) 返戻分を除く。
- 注2) 国民健康保険団体連合会については、平成20年4月~平成21年3月審査分。

(出典)「審査支払機関の在り方に関する検討会」第1回資料3。

### 査定率に対する考え方

- 請求者と同業のプロフェッショナルである医師・歯科医師 によって構成される審査委員会の審査は、それ自体で保険診療 ルールに適合しない請求の発生を抑止する効果。
- 〇 加えて、審査委員会は、適正なレセプトが提出されるように努力。このような「査定」にとどまらない数量化不可能な審査委員会の役割を考慮すると、業務に要する費用と査定の多寡を単純に論ずることは適切ではない。
- 〇 ピアレビューである審査委員会の審査は、専門的知識に基づく判断であり、仮に査定率に応じて手数料を設定したとしても、各支部における査定率の向上に対するインセンティブとなり得ない。

#### 電子レセプト請求普及状況(件数ベース)の推移(医科・歯科・調剤計)

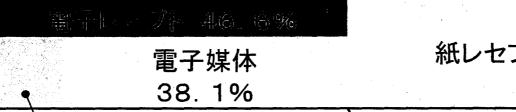
○ 平成20年10月に支払基金での受け付けた電子レセプトの割合が全体の5割を突破51.2%) ○ 平成21年12月には、電子レセプト請求の割合が全体の7割を突破(71.2%)

50.0

【同月、医科(診療所・病院)の電子レセプトの割合も7割を突破(70.3%)】

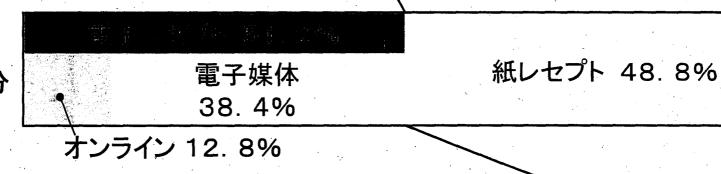
普及率

平成20年 4月請求分



紙レセプト 53.4%

平成20年 10月請求分



オンライン 8.5%

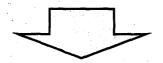
平成22年 2月請求分

オンライン 58. 8%

電子媒体 15. 1% 紙レセプト 26.2%

### 電子レセプトの審査

〇 レセプトのほとんどが電子レセプトになれば、紙レセプト の審査についてあった様々な制約から脱却。

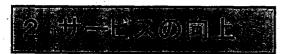


- 〇 レセプトの電子化によって、全ての電子レセプトについて、 少なくともシステムチェックが可能。これまで目視であった ためにできなかった、本来の姿である「全レセプトの審査」 が可能。
- 全ての電子レセプトについてシステムチェックを行うことを基本とし、人による審査は「人でなければできない審査」に限定すべき。

# システムの主な取組み

# 1 露聲の充臭

(1) コンピュータチェックの拡充	
・傷病名と医薬品の適応等のチェック	平成22年2月実施済
・傷病名と医薬品の禁忌等のチェック	平成22年10月
・傷病名と診療行為(処置・手術・検査)の適応等のチェック	平成22年10月
・歯科における部位(歯式)を特定したチェック	平成22年10月
・傷病名と特定保険医療材料の適応等のチェック	平成24年 4月
(2) 未コード化傷病名の傷病名コードへの変換	平成22年2月実施済
(3) 突合・縦覧審査機能の開発	平成23年 4月
(4) 原審査の履歴情報のレセプトへの付加	平成22年 7月



(1) レセプト電子データ提供 ・紙レセプトの画像及びテキストデータのみを希望する保険者への対応 ・組合本部及び支部のデータを組合本部へ一括して提供	平成22年4月実施済 平成22年4月実施済
(2) レセプトのオンラインによる請求 ・パソコンの基本ソフト等(Windows7、MacOS、IE 8)の追加対応 ・医療機関・薬局への振込額明細データの配信 ・公費負担医療実施機関へのオンライン請求の開始 ・保険者への請求関係帳票データの配信	平成22年3月実施済 平成22年 6月 平成22年 7月 平成22年 8月

# の必須示仏の流襲

	- 美施時期
(1) 保険者及び医療機関等からの再審査等請求の電子化対応	<b>平成22年 7月</b>
(2) 機器更新等 ・現行機器の老朽化に対し、最新のIT技術を導入し、効率的かつ 合理的なシステムを構築 ・大規模災害が発生した場合であっても、事業継続・復旧を迅速に 行うため、データセンター及び支部のバックアップシステムを構築	平成24年度

### る 最終性の向上

	臭施勝期。
(1) 審査委員会へ繰り返し上程できる機能	平成22年 7月
(2) 重点審査を実施するレセプトを設定する機能の充実	平成22年10月
(3) 審査委員会相互の連携システム(他支部の審査委員への照会機能)	平成23年 4月
(4) 電子レセプトに即した審査画面の再構築	平成23年 4月

# 专 制度被证例 测版

	原加特期
(1) 平成22年度診療報酬改定への対応	
・電子点数表の構築	平成22年3月実施済
- 基本マスタのメンテナンス	平成22年3月実施済
・記録条件仕様、標準仕様及び受入システムのメンテナンス	平成22年 5月
(2) 診療行為及び傷病名等によりレセプトを診療科別に分類する機能	平成22年 5月

### 医薬品チェックの状況

- 〇 チェック対象医薬品数:926品目(電子レセプト請求用の医薬品コード(19,412品目)の4.8%を対象)
- 〇 チェック項目:医薬品に対する適応病名の有無、投与量・投与日数の適否(一定基準との比較)
- チェック対象レセプト:医科レセプト及びDPCの出来高分レセプト
- 〇 3月処理の状況【総括】

区分	件数	医薬品数
3月に受付けた電子レセプト(医科+DPC出来高分)	① 29, 023, 331件	② 延33,361,358品目
チェック対象医薬品の請求を含むレセプト	③ 2, 665, 994件	④ 延3,878,874品目
3月にチェックした医薬品のシェア	( ③/① ) 9. 2%	(4/2) 11.6%

#### チェック結果

チェックによって疑義付せんが付いた医薬品	5	延 257, 855品目	(5/4)	6. 6%
審査の結果査定になった医薬品	6	延 15, 308品目	(6/4) 0.4%	(⑥/⑤) 5. 9%
審査の結果返戻になったレセプト	7	3, 048件	(⑦/③) 0.1%	(⑦/⑤) 1. 2%

※パーセンテージの端数は、全て小数点未満第2位を四捨五入した。

## 支部間差異の解消策



- ① 新たな支部間差異を発生させないこと。
- ② <u>従来からある支部間差異についてはできるだけ</u> <u>優先順位を定めて解消</u>を図ること。
- ③ 支部間差異の問題は<u>保険者から提起</u>されることが 多いことから、保険者からの指摘された事項について 検討し、対応する体制を整備すること。
- ④ 支部間差異の解消には、スピード感を持って取り組むこと。



- ① 全国の審査委員会が情報を共有して協議を行う体制を確立し、支部間で相談・協議を行う体制を、全国で、又は全国をいくつかに分けたブロックごとに実施していく必要。
- ② 新たな支部間差異を発生させないため、 保険診療ルールについての解釈の疑義が生じた場合、 早期に疑義解釈に回答を出す体制を確立すべき。

- ③ 厚生労働省の回答が出るまでの間、<u>本部において</u> <u>暫定的な見解</u>を示すべきであり、そのために必要な 体制を構築すべき。
- ④ <u>学会のガイドライン</u>と保険診療ルールの整合性についても厚生労働省とも協議しつつ、<u>本部において</u>その調整の仕組みを作るべき。
- ⑤ 本部において<u>専門家のワーキンググループを設置</u>し、 <u>頻度を多く開催</u>し、審査基準を示すことにより全国で 整合性のある答えを導き出すことが必要。

- ⑥ 支部間差異の実態調査を進めるべき。
- ⑦ 支部職員の審査事務能力の平準化を図るため、 研修の強化、職員が他支部において審査事務を行う 支部実践研修の実施、審査事務の低調な支部に対して 本部からの支援・指導を行う等の対策を強化。
- ⑧ 電子レセプトについては、<u>審査に関する統計データ</u>が多く得られることから、このデータを活用して <u>審査委員及び職員の審査、審査事務について検証</u> すべき。

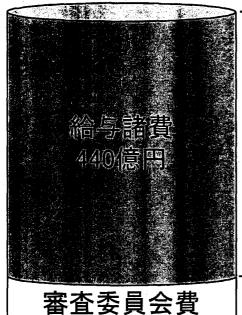
### システムの見直し

- 〇 支払基金としては、審査の更なる充実・効率化を図るため、 <u>平成24年度を目途</u>にシステムの機器更新を実施し、より一層 高度なITを導入したシステムの整備を進める方針。
- その際にも、システム経費の適正化を図るため、新規の システムの開発等については、一般競争入札で業者を選定 するとともに、随意契約によらざるを得ない既存のシステムの 改修等については、外部機関によるシステム監査を実施する 方針。

### 平成22年度支出予算

平成21年度 868億円

▲21億円 (▲2.4%) 平成22年度 847億円



▲19億円

**(**▲4.3%**)** 



.

±0

審查委員会費 114億円

業務経費 284億円

114億円

+13億円(+4.6%)

業務経費 297億円

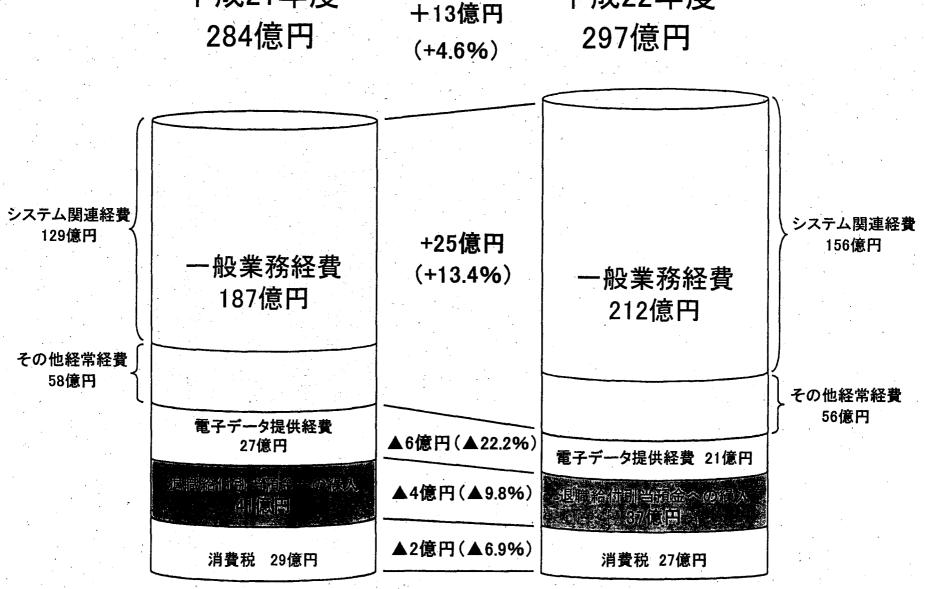
役員会費·施設費·積立金·予備費 30 億円

▲16億円 (▲53.3%)

役員会費·施設費·積立金·予備費 14億円 施設及び設備準備積立金への 積立を凍結 ▲16億円 27

### 内訳(業務経費)

平成21年度



平成22年度

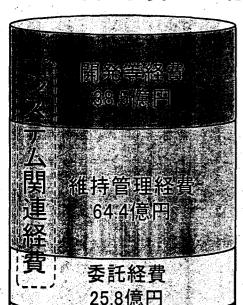
#### 内訳(一般業務経費)

平成21年度 187億円

+25億円 (+13.4%)

#### 平成22年度 212億円

●システム関連経費:128.7億円



その他経常経費 58.0億円 十28.7億円 (+74.5%)

+6.3億円 (+9.8%)

▲7.3億円 (▲28.3%)

▲2.2億円 (▲3.8%)

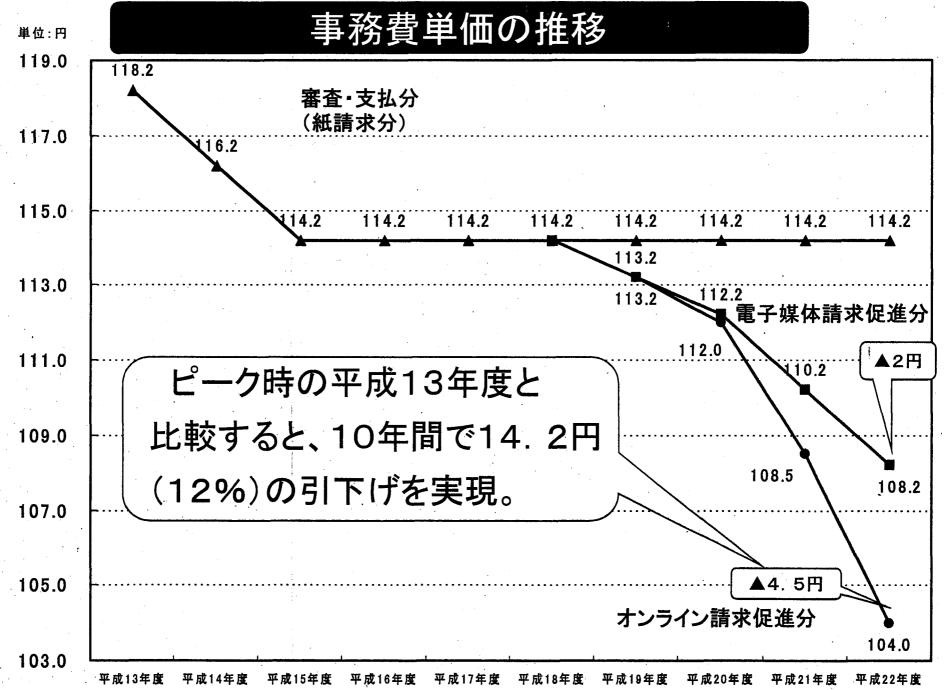


その他経常経費 55.8億円

- ●システム関連経費:156.4億円 (+27.7億円 +21.5%)
  - ・電子レセプト関連開発経費 48.6億円(+21.1億円)
  - ・システム基盤整備経費 13.2億円(+5.7億円)
  - ・請求支払計算システム等改修経費 5.4億円(+1.9億円)
  - ·機器使用料 33.8億円(+0.8億円)
  - •保守•運用経費 22.1億円(+6.8億円)
  - ・計算センター経費 14.8億円(▲1.3億円)
  - ・紙レセ減少によるアウトソーシングの減 (▲7.3億円)
  - ·通信費 8.5億円
  - ·事務用備品·消耗品費 5.7億円
  - 水道光熱費 6.6億円
  - ・建物賃借料 7.2億円

本部ビル借上げ料 3.3億円東京支部ビル借上げ料 2.6億円宿舎借上げ料 1.3億円

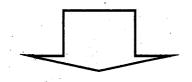
- 事務所等維持管理費 7.2億円
- ・公租公課 2.8億円 など



#### 平成22年度 事務費単価

〇 電子レセプトに関する平均の事務費単価について、「原則完全オンライン化の段階における手数料適正化の見通し」(平成20年3月)で見込んだ平成23年度の水準を1年前倒しで達成。

	医科•歯科分	調剤分
オンライン請求促進分	104円00銭	47円00銭
電子媒体請求促進分	108円20銭	51円20銭
審查支払分(紙請求)	114円20銭	57円20銭



- ○「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」においては、業務に係る コストの削減目標に向けた財政見通し及び手数料単価の見込みを盛り込む方針。
- 〇 平成23年度以降の手数料については、その体系も含め、「サービスの向上と 業務効率化のための新たな計画」の内容等を踏まえて検討する方針。

# 社会保険診療報酬支払基金役員名簿

(平成22年3月31日現在)

代	表区分	氏名	現職
		高橋 直人	全国健康保険協会理事
	保险	赤塚 俊昭	デンソー健康保険組合常務理事
	<b>険</b> 者	杉 俊夫	三菱健康保険組合理事長
		峯村 栄司	共済組合連盟常務理事
· .	144	島田 尚信	UIゼンセン同盟書記長
	被 保 除 者	藤井 一也	日本私鉄労働組合総連合会書記長
	険   者	黒田 正和	日本化学エネルギー産業労働組合連合会副会長
理		篠原 淳子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
事		竹嶋 康弘	日本医師会副会長
担診	担 当療 者	藤原 淳	日本医師会常任理事
	者幣	原中 勝征	茨城県医師会長
		近藤 勝洪	日本歯科医師会副会長
		中村 秀一	社会保険診療報酬支払基金理事長
	公 ———————————————————————————————	足利 聖治	社会保険診療報酬支払基金専務理事
4	益	中島 正治	社会保険診療報酬支払基金理事
		山崎 英昭	"
	保	高田清彦	中国電力健康保険組合常務理事
監	被	高橋 健二	全日本海員組合中央執行委員
事	診	油谷 桂朗	京都府医師会顧問
`.	公	中山 和之	社会保険診療報酬支払基金監事

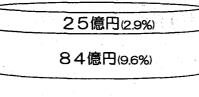
# 審査・支払業務に係るコスト

平成20年度一般会計決算

- 〇 施設費、積立金、 役員会費
- 〇 審査委員会費
- 〇 業務経費

O 退職給付引当預金 への繰入

〇 給与諸費

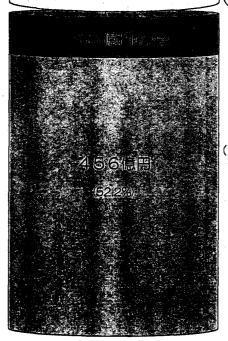


支出総額:873億円

245億円 (28.1%)

- 〇システム関連経費: 153 億円 ・維持管理費
  - · 開発等経費
    · 委託経費
  - 〇その他経常経費: 55 億円
  - 通信費
  - 事務所維持管理費
  - · 水道光熱費 等
- 〇消費税:
   30億円

   〇福利厚生費:
   7億円



(支払基金試算) ラスパイレス指数:106.9

# レセプト1件当たりの費用の試算

20年度審査支払分

122. 33円

審查委員会費 18.03円

業務経費等 32.98円

- ·機械処理経費
  ·通信運搬費
- ·納税消費税
- ·光熱,水料,建物借料
- ·施設費

**步推崇等** 

審査関係事務 69.88円

審査委員会費 18.03円

業務経費等 14.51円

人借责等 37 34 門

請求·支払関係事務 52.45円

業務経費等 18.47円 从作書等 88.98間 20年度調剤分

47. 26円

業務経費等 17.36円

人間青等 29。90門

#### 規制改革関係会議によるこれまでの指摘

○規制改革推	進のため	かの3カ	4年計画	丁【抜	粋】				•	~
,	•		,		-					
	平成 19	年6月	22 日	閣議決	定・	•	•	•.	•	1

- ○規制改革会議 中間とりまとめ概要【抜粋】 平成 20 年 7 月 2 日規制改革会議・・・6
- ○規制改革推進のための第3次答申概要【抜粋】 平成20年12月22日規制改革会議・・10
- ○規制改革推進のための3か年計画(改定)【抜粋】 平成20年3月25日閣議決定・・・・17
- ○規制改革推進のための3か年計画(再改定)【抜粋】 平成21年3月31日閣議決定・・・・29

## 規制改革推進のための3か年計画

【抜粋】

平成 19 年 6 月 22 日 閣 議 決 定

#### 7 医療分野

#### (1) 医療の I T化

# ① レセプトのオンライン請求化の期限内完全実施【平成 20 年度から順次義務化、 平成 23 年度当初から原則完全オンライン化】

レセプトオンライン請求化に関しては、平成 18 年の厚生労働省令により、平成 20 年度から順次義務化され、平成 23 年度以降、原則全ての医療機関・薬局に関して、義務化されることが規定されている。この省令について厚生労働省は、(i) オンライン請求化の期限が努力目標ではなく義務であること。(ii) 義務化において現行以上の例外規定を設けないこと。(iii) 義務化の期限以降、オンライン以外の手法による請求に対して診療報酬が支払われないこと。以上三点を、再度、医療機関・薬局に周知徹底する。(Ⅲ医療イ②a)

#### ② レセプトのオンライン請求化の促進【平成 19 年度結論】

レセプトオンライン請求化は、今後進めるべき医療の I T化の試金石となる。

したがって、出来得る限り早期に実行することが肝要であり、そのためには医療機関のオンライン請求化を促す仕組み、すなわち、医療機関へのインセンティブ施策を検討する。

そのインセンティブとしてはオンライン請求されたレセプトに関して、医療行為発生後最長約3ヶ月間かかっている診療報酬の支払までの期間を短縮することがまず挙げられる。ただし、そのためには、保険料の徴収から診療報酬の支払いまでの資金フローを見直すなどの、保険者側の協力が前提となる。また、現在実施している診療報酬点数における加算について、オンライン請求の、より効果的インセンティブとなるような見直しを実施することを考えてもよい。レセプトオンライン請求化は、合理化を通じた経費節減や、患者・消費者本位のデータ利用促進などに繋がり、これらは明らかに被保険者にメリットをもたらすのであるから、診療報酬においてそれを考慮すべきであると考える。但し、こうした加算は"電算化"ではなく"オンライン化"のインセンティブとすべきであるし、オンライン化が義務化されるまでの措置であるべきだとも考える。

また、医療機関において、オンライン化に適合した請求システムが円滑に導入されるよう、請求システムの標準化、互換性、セキュリティの確保等の環境整備を図る。

保険者についても、例えば支払基金に関しては、今年の4月からレセプトを電子 データの形態で受け取る場合、支払う手数料が1円引き下げられたが、保険者にお けるオンライン化の推進の観点から、厚生労働省は審査支払機関に対し、オンラインを導入した保険者と導入しない保険者間の手数料の差を拡大させることについても併せて検討させる。(III医療イ②b)

# ③ オンライン請求に対応した電子点数表の完成と電子化に対応した点数計算のロジックの整理【平成20年度点数表を完成、平成23年度までにロジックの整備】

レセプトのオンライン請求の基礎となる電子点数表について、平成 20 年度診療報 酬改定に合わせ早期に完成させるとともに、将来的にはオンラインを利用した、迅 速かつ適正な審査が実施できるよう、電子化をにらみつつ、引き続き点数計算ロジ ックをより明確にする。なお、電子点数表の作成に当たっては、出来得る限り簡素 化し、いつでも、また誰でも、そしてそのままの状態で利用可能なものとする。ま た電子点数表作成に際しては、病院、保険者、支払基金、国保連それぞれのシステ ム開発を担う民間と協力して進める。(III医療工(3a)

# ④ レセプトデータの収集・蓄積体制の構築【平成 19 年度中に結論・平成 20 年度から措置】

レセプトデータについては、多くの医療情報が含まれる貴重なデータであり、このデータを収集・蓄積し、分析することは、統計学的・疫学的なデータに基づいた質の高い医療を研究し実践する上で非常に有益であると考える。この観点より、レセプトオンライン請求化に合わせ、平成20年度末までにレセプトデータの収集・分析体制を構築し、平成23年度以降は全国のレセプトデータを収集・蓄積・活用できる体制を構築、運用する。(III医療イ④a)

### ⑤ 医療データの利用ルールの確立【平成19年度中に結論、平成20年度から措置】 レセプトオンライン請求化による診療情報の収集・蓄積に加え、平成20年度から 特定健康診査の実施により、健康情報についても収集・蓄積されることになるが、 これらの収集・蓄積された膨大な診療・健康情報を相互に関連づけるほか、必要に 応じて分析上有用な他のデータベースとリンクさせることにより、データウエアハ ウス化(DWH)が可能となる。

このデータウエアハウスについては、例えば統計法などの取り扱いを参考にしつつ、その恣意的な利用を防ぐとともに、国の独占利用を排除し、民間への開放を前提とした利用ルールを確立し、国民の健康の増進に資する幅広い分野での利用を図る。(III医療イ④b)

⑥ 医療機関が診療情報を電子的に外部に出す場合の標準の制度化【平成 19 年度中

#### に結論】

病院・診療所間の医師の偏在などが危惧される中、病院・診療所の役割分担をより明確にし、医療機関間における高度な医療連携を進める必要がある。こうした連携を行う上では、医療機関間における診療情報の共有化が必須条件となるが、医療機関が所有する電子カルテなどの診療情報について医療機関ごとにその様式が異なる、などといったことが情報共有化の障害となっている。

したがって、医療機関が他の医療機関など外部に提供する電子的診療情報については、世界的に普及しているデータ交換規約に様式を統一することを制度化する。 また標準化された電子的診療情報は、患者個人の所有物であるとの原則の下、当該情報について患者個人が自由に管理、あるいは外部組織に保存を委託し、疾病管理に利用するなどその環境整備についても早急に検討を進める。(Ⅲ医療イ⑥c)

⑦ 医薬品・医療材料への標準コード付与の整備推進【平成19年度中に結論・措置】 医薬品・医療材料に標準コードを付与することは、メーカーから医療機関までの 流通管理を精緻化し、物流の効率化、医療事務コストの削減につながるとともに、 医療機関において体制整備が進めば医薬品の取り違えによる医療事故の防止や、ト レーサビリティの確保により、医療安全の向上に寄与するものと考えられる。

この標準コード付与については、医薬品において、既に通知が出され、平成 20 年9月までに標準コードの整備が図られる予定である。一方、医療材料においては、生産・流通業者の任意に委ねられているため、標準コードを付与する業者、付与しない業者が混在しており、その効果が十分に発揮されているとは言い難い状況にある。したがって、医療材料においても、通知を発出し、標準コード付与の整備を図り、その効果の拡大を図る。(Ⅲ医療イ⑨)

#### (2) レセプトの審査・支払に係るシステムの見直し

#### ① 支払基金の業務効率化【平成19年末までに業務効率化計画を作成、平成19年度 末までに手数料適正化の見通しを作成】

現在、健康保険などの被用者保険に係るレセプトの審査・支払業務については、 支払基金にて実施しており、医療機関に対しレセプトオンライン請求の前提となる 電子レセプトの普及促進を働きかけてきたが、年間約8億件にものぼる膨大なレセ プトは、電子レセプトが3分の1を占めるものの、いまだ多くがオンライン化され ておらず、また、3分の2をいまだ紙ベースで処理しているため、多くの人手が必 要となり、結果として高コストな業務となっている。しかしながら、今後はレセプ トオンライン請求の義務化に伴い、支払基金が行っている業務のうち、審査・支払 業務などについては、効率化できる。

また、レセプトオンライン請求の進展により、単純な計算ミスやルール逸脱など明らかに保険請求としては不適切な内容を記載したレセプトは、システムを通る過程で自動的に誤りが指摘されるなどの対応がなされるようになる。一方、システムロジックだけでは簡単に対応ができないような、より高度な医学的判断を必要とする審査については、重点的に審査されるべきレセプトとそうでないレセプトを区分することにより、メリハリをつけた審査を行う。

したがって、厚生労働省は支払基金に対し、オンライン化の進展に合わせて、こうした審査のあり方を含む業務フローの抜本的な見直しを前提とした業務効率化計画(400 床以上の病院のレセプトオンライン請求化が義務化される平成20 年度から、原則完全オンライン化が実現する平成23 年度までの年度ごとの数値目標を含む工程表など)の作成を促し、この計画に基づく審査・支払業務に係る手数料の算出根拠を明らかにし、手数料適正化の数値目標を明示させる。尚、こうした業務効率化計画及び手数料適正化の見通しについては、広く国民の知るところとなるよう、具体的且つ分かり易くホームページなどで公表させる。(Ⅲ医療ウ⑤)

#### ② 審査支払機関間における受託競争の促進【平成19年度末までに結論】

審査・支払業務のオンライン化による効率化は、国民が負担する医療保険事務費用を大いに軽減させるという点で極めて重要であり、その確実な遂行のためには審査支払機関間において競争原理を導入することが必須条件である。規制改革・民間開放推進会議から、審査・支払業務の受託競争環境を整備する施策として、健康保険の保険者及び国民健康保険の保険者が支払基金・各都道府県国保連のいずれに対しても審査・支払を委託できる仕組みとするとの提言がなされ、平成19年度から実現化されたところである。

今後更なる受託競争の促進による審査・支払業務の効率化を図るため、厚生労働省は、保険者が他の都道府県の国保連を含むいずれの審査支払機関にも、医療機関側が十分な準備ができる期間を置いた上で、審査・支払を委託することができる旨、周知徹底する。また審査支払機関の公正な受託競争環境を整備するためには、各審査支払機関における手数料、審査取扱い件数、再審査率、審査・支払部門のコストを示す財務情報など、一定の情報については公開させるとともに、支払基金と各都道府県国保連の審査・支払部門のコストが比較できるよう、それらを示す財務情報を公開する際の統一的なルールを設定する。

あわせて、保険者・審査支払機関間の契約モデルの提示、保険者が指定した審査 支払機関にレセプトが請求されるようなインフラの整備、診療報酬点数表等に基づ いたレセプトを照合する等の審査ロジックの公開、紛争処理のあり方の見直しを行 う。(III医療ウ③)

# 規制改革会議 中間とりまとめ

ー年末答申に向けての問題提起ー

概要

【抜粋】

平成20年7月2日 規制改革会議

#### ① 医療の I T化の推進

#### ア 「 T化の推進による質の医療への転換

レセプトオンライン請求化により収集・蓄積される診療情報に加え、今年度から特定健康診査が実施されることで、健康情報についても収集・蓄積が進むことになる。今後はレセプト様式の見直し(傷病名とそれに対応する医療行為のリンク付け)を行うべきである。これらの情報を分析・活用することは、「標準的な医療」の確立に資すると考えるためである。この「標準的な医療」を患者それぞれの症状に応じて実施することにより、医療機関間・地域間での格差の少ない、質の高い医療を供給することが可能となる。

従って、これらの医療情報・健康情報を収集・蓄積する体制を早急に整備する とともに、個人情報の保護に十分な対策を行った上で、これらの情報を広範囲 に活用できる仕組みについても、あわせて構築するべきである。

また、医療機関において蓄積された医療情報を共有化し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、診療記録等の医療分野における電子化された情報については、外部保存を行うことができる環境整備を進めていくべきである。

さらに、「標準的な医療」の確立と並行し、医療費の支払方式についても、現在の出来高払いを中心とする方式から DRG-PPS(診断群別定額払い)を中心とする方式への切替えを進め、より質の高い医療が幅広く実施されるようにするべきである。加えて、医療の質を更に向上させるために、治療成績の良好な医師・医療機関を診療報酬においても優遇するといった、質に基づく支払 (Pay For Performance) の導入についても検討を実施し、必要な措置を講じるべきである。

#### イ IT化の推進による支払基金の業務効率化、保険者機能の強化

「規制改革のための第1次答申」(平成19年5月30日)においては、平成23年度のレセプトオンライン請求の義務化を踏まえ、健康保険などの被用者保険に係るレセプトの審査・支払業務を実施している社会保険診療報酬支払基金(以下、支払基金)の業務効率化について提言し、閣議決定をしたところである。

それを踏まえ、支払基金は平成 19 年 12 月に「レセプトオンライン化に対応したサービスの向上と業務効率化のための計画」、平成 20 年 3 月に「原則完全オンライン化の段階における手数料適正化の見通し」を作成したものの、当会議が業務効率化に当たって要求した「審査のあり方を含む業務フローの抜本的な見直し」が全くなされていない。手数料の引下げ幅も極めて小幅であり、更に、「審査の質の向上」、「新たな審査サービスの提供」をうたってはいるが、それぞれに要する費用とその効果が明示されていないなど、論外な内容となっている。(図表 1 - (1) -②)

当会議が考える「抜本的な見直し」とは、オンライン請求化により審査・支 払業務がほとんど自動化され、支払基金の機能は保険者・医療機関間の紛争解 決に特化されることであり、その結果として、審査・支払の委託手数料を現行 の数分の1程度に引き下げるものである。

従って、厚生労働省及び支払基金は、「第1次答申」・「第2次答申」の趣旨を 踏まえ、電子点数表・点数計算ロジックの整備、レセプト様式の見直しを着実 に進めるなど、審査の自動化を促進するための対策を検討し、その対策を織り 込むなど、業務効率化計画及び手数料適正化の見通しについて、早急に抜本的 な修正を行い、業務内容ごとの費用対効果を明確化した上で、それを一般に公 表すべきである。

支払基金は民間法人でありながら、その理事長に長年、厚生労働省(社会保険庁)関係者が就任しているばかりか、現在の支払基金の常勤理事・監事の多くを厚生労働省関係者が占めるという不自然な状態が存在する。支払基金の業務効率化を図る上では、民間における法人経営に関する知見が必須であることから、現在の理事長、常勤理事・幹事の選出要件についても、至急見直しを実施すべきである。

また、レセプトの審査・支払については、本来、保険料を負担している保険 者が主体的に実施するべき業務であるところ、支払基金に業務委託を行ってい るものであるが、オンライン請求化により審査・支払業務の自動化が進展した 場合には、保険者自身が審査・支払業務を行うことが容易となることが想定さ れる。

従って、保険者がその本来の機能を発揮するためにも、オンライン請求化の 進展にあわせ、現在保険者がレセプトの直接審査を実施する上で障害となって いる医師の事前合意などの要件について、その廃止に向けた措置を講じるべき である。

図表1-(1)-② 支払基金の手数料削減見通し

	•		· ·
	平成 23 年度	平成 19 年度	較差
医科・歯科レセプト	106円程度	114. 2円	▲8円程度
調剤レセプト	49円程度	57. 2円	▲8円程度
平均	88円程度	97. 5円	▲10円程度

(備考) 社会保険診療報酬支払基金「手数料適正化の見通し(平成20年3月)」による。

# 規制改革推進のための第3次答申 概要

一規制の集中改革プログラムー

【抜粋】

平成20年12月22日 規制改革会議

\_

#### 【問題意識】

#### イ I T化の推進による支払基金の業務効率化、保険者機能の強化

#### (ア) 社会保険診療報酬支払基金の業務効率化等

本項においては、当会議の社会保険診療報酬支払基金(以下、支払基金)に 関する問題意識を述べることとする。

後に述べる支払基金の問題点については、その解決に向け取り組むことについて合意を得るべく厚生労働省の担当部局と折衝をおこなってきたものであるが、残念ながらそれは叶わなかった。しかし、支払基金の業務効率化及び保険者機能の強化が必要であるとの当会議の認識にいささかも変わりはない。むしろ、レセプトオンライン請求の義務化が閣議決定されている平成 23 年度までに残された時間が刻一刻と少なくなっているにもかかわらず、厚生労働省は支払基金を指導する姿勢を一向に見せず、焦燥の念を強めるばかりである。

他方、支払基金を取り巻く環境に多少の動きも出始めている。本件が前進を 見せない一方で、レセプト様式の見直し等、医療のIT化は、関係者がその危 機感を共有するに至り、徐々にではあるが進み始めているのである。支払基金 の業務効率化についても具体的進展が見られるよう、当会議は引き続き訴えて いく所存である。

以下、支払基金に対する当会議の問題意識である。

支払基金は、健康保険などの被用者保険に係るレセプトの審査・支払業務を、 過去特殊法人の時代から事実上ほぼ独占的に実施している。5,300 人の職員に より約800億円の費用をかけてこの業務を実施しているが(平成19年現在)、 この費用は健康保険組合からの審査・支払手数料、つまり患者が負担する保険 料等からなっており、国民負担の上に成り立っている法人といえる。

この支払基金については、「規制改革推進のための第1次答申」(平成 19 年 5月 30 日)において、レセプトオンライン請求の義務化を踏まえ、これまで人手を頼って実施していた業務のあり方を抜本的に見直すことにより、審査・支払業務の迅速化や審査の精緻化・公平性の担保とともに業務効率化に大きな進展が期待されることから、その在り方について提言し、閣議決定がされたところである。

これを踏まえ、支払基金は平成19年12月に「レセプトオンライン化に対応したサービスの向上と業務効率化のための計画」、20年3月に「原則完全オンライン化の段階における手数料適正化の見通し」を作成したものの、当会議が業務効率化に当たって要求した「審査のあり方を含む業務フローの抜本的な見

直し」は全くなされていない。19 年度から23 年度にかけての4年間の人員効率化は自然減の500人にとどまり、人件費を含む削減額は限定的(平成19年度785億円から23年度730億円に、55億円の削減)である。その結果としての手数料引下げ幅も極めて小幅(医科歯科レセプトは平成19年度114.2円、調剤レセプトは同57.2円から、23年度にかけてそれぞれ8円程度引き下げ)にとどまっている。さらに、「審査の質の向上」、「新たな審査サービスの提供」がうたわれてはいるが、それぞれに要する費用とその効果がトータル額のみの明示にとどまりその内訳が明示されていないなど、全く不十分な内容となっている。

当会議が考える「抜本的な見直し」とは、オンライン請求化により職員による審査・支払業務がほとんど自動化され、医師による専門的な審査に重点を置いた上で、支払基金の機能は保険者・医療機関間の紛争解決に特化されることであり、その結果として、審査・支払の委託手数料を現行の数分の1程度に引き下げるものである。国家戦略として医療のIT化を推し進めてきた韓国の審査支払機関では、日本の8割弱の件数のレセプトに、支払基金の3割弱の約1,500人の人員で対応しており、制度の違いから一概に単純比較できないものの、韓国の取組も参考にした徹底的な効率化が求められる。

厚生労働省は、支払基金について、その効率化の必要性を否定しているわけ ではないが、民間法人であるため積極的に指導する立場にないと一貫して主張 している。一方で、その支払基金は、理事長をはじめとした運営責任者の多く を厚生労働省関係者が占めているにもかかわらず、改革当事者としての意識が 極めて希薄なであり、そのことは、前述の経緯で提出された、具体性を欠き情 緒的記述に溢れた合理化案を見れば明らかである。事態は急を要する。高齢化 の進展や、医療技術の進歩による医療費の増大は避けられず、今年度に入って は、財政悪化を理由とした健康保険組合の解散が相次いでいる。健康保険組合 連合会によると、平成19年度には赤字組合の割合が4割強であったが、20年 度においては高齢者医療制度の創設に伴う拠出金の負担もあり、その割合が9 割に達するとの見込みもある。各健康保険組合の効率化努力を上回って財政悪 化が進んでおり、今後保険料改定による組合員の負担増加が大いに懸念される。 このような状況から、国民負担で成り立つ支払基金の業務効率化は喫緊の課題 であり、国民の大きな関心事になりつつある。そもそも、上述の通り、保険者 等は支払基金に年間約800億円の手数料を支払っているが、その審査による診 療報酬の削減効果は約300億円に過ぎない。これらを踏まえ、あらためて抜本 的な業務効率化に取り組むことは、支払基金の責務である。そして、健康保険 行政を管轄する厚生労働省もその責を負うものであり、民間法人固有の問題と

片付けてよいはずがない。

平成 23 年度のレセプトオンライン請求の義務化に向け、システム整備のために官民ともに既に多大な費用が投入されており、これからもこの費用負担は継続する。支払基金の業務効率化は、このレセプトオンライン化の効果を最大限発揮する為の試金石ともいえるものである。効率化の対象は多岐に亘る。

例えば、支払基金の事務所は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和 23 年法律第 129 号)第3条(「基金は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所を各都道府県に置く。」)に基づき、すべての都道府県にその支部が設置されているが、その設置基準は半世紀以上も前に設けられたものであり、オンライン化を想定したものではない。電子化に伴い、データ処理の集約化及び業務処理の効率化を見込むのは当然であり、現在のように各都道府県に支部が設定されている状況は根本から見直すべきであると考える。

このことは、現在、支払基金の審査による都道府県ごとの査定率を比較した場合に相当な格差が生じている実態からも、必要な措置であることは明らかである。厚生労働省は、支払基金の審査内容や査定基準について都道府県間で差異が生じている場合には、適切な審査が行われるよう必要に応じて指導を行っているとしている。また、支払基金においては、適宜支部に対して基準となる対応を示して審査上の取扱いの周知徹底を図るとともに、「審査に関する支部間差違解消のための検討委員会」や「審査情報提供検討委員会」を設置するなど、支部間の差違を解消するための取組も積極的に行っているとしている。しかし、実態は都道府県の間で30倍以上の格差が生じており、現行の格差是正の仕組みが機能しているとは到底いえない。審査のシステム化や、支払基金の組織・審査委員会の統合により、適正かつ厳正な審査が徹底されることが強く求められる。

以上の問題意識を踏まえ、次の項目について早急に取り組むべきであると考える。

#### a 支払基金の業務効率化を踏まえた、新たな「業務効率化計画」及び「手数 料適正化の見通し」の作成

厚生労働省及び支払基金は、「規制改革推進のための第1次答申」及び「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月25日)の趣旨を踏まえ、電子点数表・点数計算ロジックの整備、レセプト様式の見直しを着実に進めるなど、審査の自動化を促進するための対策を検討し、その対策を織り込むなど、「業務効率化計画」及び「手数料適正化の見通し」について、早急に抜本的な修正を行い、業務内容ごとの費用対効果を明確化した上で、それを一

般に公表すべきである。

#### b 支払基金の事務所設置の見直し

支払基金の都道府県支部においては、これまでレセプト審査に加えて、各地域の医療機関に対する保険診療ルール遵守の指導を通じてその定着を図る役割を担ってきたことは理解するが、このことは、全都道府県に事務所が必要な理由にはならない。

現状の医療保険財政を取り巻く厳しい環境を踏まえた場合、保険診療ルール遵守の指導等の役割に配慮しながら、複数の都道府県を東ねる形で再編することを検討すべきである。なお、審査の公平・公正性の観点からは、できるだけ大きな単位で集約されることが望ましいと考える。

#### c 支払基金の審査の公平性の確保

都道府県ごとの査定率、医科と歯科の査定率を比較した場合に相当な格差が生じている実態について、都道府県ごとの差異については、支払基金各支部の査定基準が統一されていないことが原因であると考えられることから、統一された査定基準を設けるべきである。

また、医科と歯科の査定率の差違については、各々の診療の特性に応じて 別個の診療報酬体系として定めていることも原因のひとつである可能性は否 定しないが、その原因を更に検証し、格差の是正を図る措置を講ずるべきで ある。

なお、これらの格差を是正する措置を講ずる際には、医学的判断を要する 審査の厳格な実施を確保すべきである。

#### d 支払基金の役員体制の選出の在り方の見直し

支払基金の役員体制は、特殊法人の時代から、保険者代表、被保険者代表、 診療担当者代表及び公益代表が同数を占めており、平成15年の民営化以降も まったく変更されていない。

役員の人員構成については、支払基金の事業運営資金であるレセプト審査・支払手数料の負担者が中心となってその事業運営をすることがふさわしいことから、保険者代表がその過半数を占める構成に見直すべきである。

併せて、公益代表の内訳は、特殊法人時代を踏襲してすべて厚生労働省関係者が占めており、民間法人となった現在においては極めて不自然な状態であることから、厚生労働省関係者が就任しないよう見直すとともに、被保険者代表については、組合組織率の低下を踏まえ、労組団体の構成比率を見直

#### (イ) 保険者機能の強化

レセプトの審査・支払いについては、本来、患者及び被保険者のエージェントであり、保険料を負担している保険者が主体的に実施するべき業務である。健康保険法(大正11年法律第70号)においても、「保険者は、(中略)審査の上、支払うものとする」、また、支払基金に「委託することができる」と規定されているところであり、法律上は直接審査が原則であり、支払基金による審査が例外であると解される。しかし、現状では、支払基金が健康保険などの被用者保険に係る審査・支払業務を事実上ほぼ独占している状態にある。

この保険者による直接審査を妨げているのは、いわゆる「事前合意要件」である。法律上認められた直接審査を行うためには、保険者は、個別の保険医療機関から合意を取り付けることが必要とされているが、すべての保険医療機関から合意を取り付けることは事実上不可能である。

今後、オンライン請求化により審査・支払業務の自動化が進展した場合には、 保険者自身が審査・支払業務を行うことが容易となるものと想定されることから、保険者がその本来の機能を発揮し、自ら効率的かつ適正な審査を行うことができるようにすべきである。

なお、平成20年10月より一部の健康保険組合において調剤レセプトの直接 審査が開始されているが、事前合意のない調剤薬局のレセプトについては、従 前通り支払基金により審査されており、事前合意要件が直接審査の妨げになっ ていることに変わりはない。

したがって、次の項目について早急に取り組むべきであると考える。

#### a 直接審査の事前合意要件の撤廃

現在保険者がレセプトの直接審査を実施する上で障害となっている保険医療機関・薬局の事前合意要件については、決済ルールや紛争処理ルールを定めた上で、撤廃すべきである。

#### b 直接審査のための環境整備

事前合意の廃止後のルール作りなど事前合意要件廃止の環境が整うまでに おいては、以下に掲げるような、事前合意が得られやすい環境の整備に取り 組むべきである。

a) 個別の合意の煩雑さを解消するために、特定保健指導等で認められている集合契約のようなグループによる合意手続きの仕組みを、特定保健指導

#### 等の状況を踏まえて導入

- b) 保険医療機関・薬局が直接審査に対応することにより、保険者ごとに別々 にレセプトを送付する必要が生じるなど、保険医療機関・薬局側に事務負 担が発生する。一方で、保険者は支払基金への審査・支払手数料の支払い が不要となることから、この事務負担を軽減するために保険者側から事前 合意した保険医療機関・薬局に対して事務手数料を支払うことを可能にす る仕組みを導入
- c) 調剤レセプトの直接審査・支払に適用される公正な審査体制のみなし規 定(支払基金との指導契約)と同様の規定について、調剤レセプトでの実 施状況を踏まえて、医科・歯科レセプトに導入
- d) 支払基金の各支部における審査基準について、医学的判断が標準化可能 なレベルに収斂した事例については支払基金のホームページにおいて既に 公開済みであるが、収斂するまでに至らない判断基準については非公開と されていることから、直接審査の際の判断材料となるようすべて公開

# 規制改革推進のための3か年計画(改定)

【抜粋】

平成 20 年 3 月 25 日 閣 議 決 定

イIT化、事務効率化

事項名	措置内容	当初計画等と	ᢖ	[施予定時]	—————————————————————————————————————
争快石	<b>福迪內谷</b>	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
①医療分野 I	医療の質の向上と効率化の観点から、医療分野	計画・医	逐次実施		
T化のグラ	のIT化に関するグランドデザインを推進する	療イ①		• •	
ンドデザイ	支援・助成について、医療費体系の整備の在り方				
ンの推進	を含め検討し、電子カルテ等、各種IT化を統合	<u> </u>			
(厚生労働省)	的に推進する。			:	•
②電子レセプ	a レセプトオンライン請求化に関して、平成	計画・医	平成20年	度から順次	義務化、
トによるオ	18 年の厚生労働省令について(i)オンライ	療イ②a	平成23年	度当初から	原則完全
ンライン請	ン請求化の期限が努力目標ではなく義務であ		オンライ	ン化	
求化の確実	ること。(ii)義務化において現行以上の例外				
な推進	規定を設けないこと。(ⅲ)義務化の期限以降、		-		
(厚生労働省)	オンライン以外の手法による請求に対して診				
	療報酬が支払われないことを、医療機関・薬局		,	v .w	
	に周知徹底する。				
	b オンライン請求されたレセプトに関して、医	計画・医	結論	-	
·	療行為発生後最長約3ヶ月間かかっている診	療イ②b			
	療報酬の支払までの期間を、保険者側の協力を				*
	前提に短縮すること、診療報酬点数における加				-
	算について、オンライン請求の、より効果的イ			•	
	ンセンティブとなるような見直しを実施する	٠.	411	-	
	ことなど、医療機関のオンライン請求化を促す				•
	仕組み、すなわち、医療機関へのインセンティ		-		
	ブ施策を検討する。			•	
	また、医療機関において、オンライン化に適		-	•	
	合した請求システムが円滑に導入されるよう、			,	÷ .
	請求システムの標準化、互換性、セキュリティ				
	の確保等の環境整備を図る。				
	審査支払機関に対し、オンラインを導入した	,			- '
	保険者と導入しない保険者間の手数料の差を				
	拡大させることについても併せて検討させる。				

事項名	世界小公	当初計画等と	身	[施予定時]	朝
尹	措置内容	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
③審査支払機	社会保険診療報酬支払基金など審査支払機関	計画・医	逐次実施		: .
関のIT化	は、電子レセプトに対応した投資を集中的に行	療イ③		•	
の推進	い、一連の審査業務全般にわたって電子的手法を				
(厚生労働省)	活用した方式を開発するなど、審査の質の向上と				_
	効率化を図る。				
		,			
④レセプトの	a レセプトオンライン請求化に合わせ、平成	計画・医	結論	平成20年	度から措
データベー	20 年度末までにレセプトデータの収集・分析	療イ④a		置	•
スの構築と	体制を構築し、平成23年度以降は全国のレセ				
利用環境の	プトデータを収集・蓄積・活用できる体制を構			•	
整備	築、運用する。	1			-
(厚生労働省)	b レセプトオンライン請求化による診療情報	計画・医	結論	平成20年	度から措
	の収集・蓄積に加え、平成20年度から特定健	療イ④ b		置	
	康診査の実施により、健康情報についても収				
	集・蓄積されることになるが、これらの収集・				
	蓄積された膨大な診療・健康情報を相互に関連	ne.			
	づけるほか、必要に応じて分析上有用な他のデ				
	ータベースとリンクさせることにより、データ				
	ウエアハウス化 (DWH) が可能となる。			٠.	
	このデータウエアハウスについては、例えば		-	•	£ 1.7
	統計法などの取り扱いを参考にしつつ、その恣				
	意的な利用を防ぐとともに、国の独占利用を排	}			
	除し、民間への開放を前提とした利用ルールを				
	確立し、国民の健康の増進に資する幅広い分野		٠. ا		
	での利用を図る。、			-	

事項名	措置内容	当初計画等と	9	<b>上施予定時</b>	———— 期
7.84	HDP 14	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑤電子カル	a 厚生労働省の保健医療情報システム検討会	計画・医	措置		
システム	か「保健医療分野の情報化にむけてのグランド	療イ⑤ a			
普及促進	デザイン」(平成13年12月)で提言した平成				
(厚生労働省)	18年度までに全国の診療所の6割以上、400床	·			
	以上の病院の6割以上に電子カルテシステム	·			
	を導入させるとした目標を確実に達成できる		ı		
	よう、具体的な実行策を明定し、公表する。併				-
	せて、電子カルテシステムの導入負担を軽減		-		
	し、導入が促進されるよう、地域中核病院等に		·	-	:
	Web型電子カルテを導入して診療所等の電			-	
	子カルテ利用を支援する等、具体的な措置を講				
	ずる。				
			•		•
	b 電子カルテにおける用語・コードとレセプト	計画・医	逐次実施		1
	における用語・コードの整合性を図り、カルテ	療イ⑤b			
	からレセプトが真正に作成される仕組みを構		, .		
	築し、我が国のカルテについて電子カルテ化を		_		
	積極的に推進することとし、そのための実効性				
	ある方策を講ずる。				
				٠.	
art .	c 電子カルテシステムが導入された後も、医療	計画・医	措置		
	機関において継続的に運用されるよう、システ	療イ⑤ c			
	ム導入後の運用維持も視野に入れ、電子カルテ				٠.
*. ·	システムを用いた望ましい診療行為や医療機			-	
	関の体制の評価を踏まえ、具体的な推進策を策				
,	定し、措置する。				
			, l		
	d オーダーエントリーシステムの導入、バーコ	計画・医	 逐次実施		
	ードによる患者誤認防止システムなどのIT	療イ⑥d			
	を使った医療安全対策を一層推進する。			• •	
	<del></del>				اـــــــــــــــــــــــــــــــــــــ

事項名	措置内容	当初計画等と	多	施予定時	期
<b>平</b> 块口	1日旦 71日	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑥診療情報等	a 安全で質の高い患者本位の医療サービスを	計画・医	逐次実施		
の共有の促	実現するために、個人情報の保護など一定の条	療イ⑥a			
進と電子カ	件を備えた上で、患者情報を複数の医療機関で		. ,	A.	r
ルテの標準	共有し有効活用ができるよう措置する。				
化促進					
(厚生労働省)	b カルテの電子化を促進するに当たっては、医	計画・医	逐次実施	<del></del>	•
	療におけるIT化の推進という方針の下、カル	療イ⑥b		1	
	テの互換性・規格の統一、レセプト・カルテ連		. ,		
	動のためのコード整備等の技術的な課題を解				·
	決するとともに、具体的な導入促進策や各種の				
	促進手段を政府として明確にし、実行する。		-		
	c 医療機関が他の医療機関など外部に提供す	計画・医	結論		
	る電子的診療情報については、世界的に普及し	療イ⑥c			
	ているデータ交換規約に様式を統一すること				
	を制度化する。また標準化された電子的診療情				
	報は、患者個人の所有物であるとの原則の下、				
	当該情報について患者個人が自由に管理、ある				
	いは外部組織に保存を委託し、疾病管理に利用				
	するなどその環境整備についても早急に検討			•	
	を進める。			•	-
⑦電子カルテ	電子カルテ等診療情報の医療機関外での保存	計画・医	逐次実施		
等診療情報	については、情報の安全確保等、外部保存受託機	療イ⑦			
の医療機関	関として満たすべき技術及び運用管理上の要件				
外での保存	を示したガイドラインを速やかに開示、周知徹底				
(厚生労働省)	し、診療情報の電子化及び患者の診療継続等のた				
	めの医療機関間での情報共有を推進する。				
	【平成17年3月「医療情報システムの安全管理に		,		-
	関するガイドライン」】				-

事項名	措置内容	当初計画等と	美	施予定時	期
于人口	1月巨八3分	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑧遠隔医療等	a 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供	計画・医	逐次実施		
の医療分野	できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠	療イ⑧ a			
のIT化の	隔診断等の遠隔医療を推進する。				
推進	また、各種データ交換の際のフォーマット、		:		
(厚生労働省)	電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等			,	
	の標準について早急に確立し、積極的な普及策			-	•
	を講ずる。				
	b 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処	計画・医	逐次実施		
	方チェックを可能とすべく、ITを活用した薬	療イ®b		-	
	局機能の高度化について検討し、今後とも規制				
	改革推進のため、所要の措置を講ずる。	•		•	
⑨医薬品・医療	標準コード付与については、医薬品において、	計画・医			
材料への標	既に通知が出され、平成20年9月までに標準コ	療イ⑨	措置済		
準コード付	ードの整備が図られる予定である。医療材料にお			,	-
与	いても、通知を発出し、標準コード付与の整備を				
(厚生労働省)	図り、その効果の拡大を図る。				
⑩レセプトオ	レセプトオンライン請求化を踏まえ、例えば傷	重点・医		検討・結	:
ンライン請	病名とそれに対応する医療行為の対応関係を明	療(3)④		論	
求化を踏ま	らかにし、かつ一般にも公開することとするな	, .			
えたレセプ	ど、レセプト審査の質の向上、医療費分析を推進	•		.	
ト審査の質	するための方策について、検討を行う。	·			
の向上、医療					
費分析の推					
進					
(厚生労働省)					

## ウ 保険者、保険運営、審査支払等

事項名	措置内容	当初計画等との	実施予定時期		———— 朝
7.20	1月巨17年	関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
①保険者の自	保険者の自立的な運営のため、各種許認可手続	計画·医療	逐次実施		
主的運営の	など、一層の規制緩和等の措置を講ずる。	ウ①			
ための規制		14.0		-	•
緩和等の措				- ,	
置					١.
(厚生労働省)					

		当初計画等との		施予定時	期
事項名		関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
②医療機関·薬	「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」	計画·医療	逐次検討	<ul><li>結論</li></ul>	l
局と保険者	(平成17年3月25日閣議決定)における「保険	ウ②			
間の直接契	者と医療機関の直接契約が進められるよう、現行			-	
約に関する	の契約条件等について過度な阻害要件がないか等				
条件の緩和	について保険者の意見を踏まえつつ、条件緩和に			· ·	
(厚生労働省)	ついて検討する。【逐次検討】」との決定を踏まえ、				
	例えば以下のような事項について、保険者からの			•	
	要望があれば積極的に聴取するとともに、「健康保				
	険法第76条第3項の認可基準等について」(平成			•	
	15年5月20日 健康保険組合理事あて厚生労働				
	省保険局長通知 保発第05200001号)及び「保険	le de la companya de			
·	薬局に係る健康保険法第 76 条第3項の認可基準	i			
	等について」(平成17年3月30日 健康保険組合				
	理事あて厚生労働省保険局長通知 保発第				
14.	03300002 号) の通知における要件の見直しについ				
	て結論を出す。				
			•		
,	・直接契約の対象医療機関や対象薬局の名称等の				
	内容を保険者の組合規約に明記すべきとする要			*	
	件を廃止すること。			-	
	・認可申請の際にフリーアクセスを阻害していな			•	
	いことを客観的に証明するために保険者に提出				į
	が求められている書類の記載内容を簡素化する				
	こと。			·	• • •
	・契約医療機関における当該保険組合加入者の受				
	診増が、保険者の責による場合を除き、認可後				-
	の監督等の対象事項とされている「契約医療機	,			
	関による患者のフリーアクセスの阻害行為」に		• • • • • • • • • • • • • • • • • • •		,
	は当たらないことを明確化するとともに、契約				
	後の各種報告を簡素化すること。	7 . 8	.*	•	
	・認可後に地方厚生(支)局へ提出すべき事項か				-
	ら、保険者が持ち得ない、若しくは入手し難い			•	
	情報(契約医療機関における当該保険組合加入			•	
	者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプト				
	件数 等)を削除すること。				
-	・診療報酬点数の範囲内で契約による定められる				

事項名	措置内容	当初計画等との		施予定時	期
7.24	1日巨厂 17日	関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	価格設定が、契約当事者間の合意があれば、よ				
	り自由に設定できるよう、要件を緩和すること。				
	・認可を取消された場合であっても保険者、保険				:
	組合加入者の受診機会の継続性の確保のため、				
	当事者間の合意があれば、一定期間、継続的に			•	
	運用を可能とする猶予措置を講じること。				
③審査支払機	a 更なる受託競争の促進による審査・支払業務	計画·医療	結論		
関間の競争	の効率化を図るため、保険者が他の都道府県の	ウ③			
環境の整備	国保連を含むいずれの審査支払機関にも、医療		• .		
(厚生労働省)	機関側が十分な準備ができる期間を置いた上		•		:
	で、審査・支払を委託することができる旨、周				
	知徹底する。				
	b 各審査支払機関における手数料、審査取扱い				
	件数、再審査率、審査・支払部門のコストを示	` .		•	-
	す財務情報など、一定の情報については公開さ				
	せるとともに、支払基金と各都道府県国保連の				•
,	審査・支払部門のコストが比較できるよう、そ		•		
	れらを示す財務情報を公開する際の統一的なル				
	ールを設定する。				
	c 保険者・審査支払機関間の契約モデルの提示、				
	保険者が指定した審査支払機関にレセプトが請				
	求されるようなインフラの整備、診療報酬点数				
	表等に基づいたレセプトを照合する等の審査ロ				
	ジックの公開、紛争処理のあり方の見直しを行			•	-
	<b>う</b> 。				
④社会保険診	健康保険組合における診療報酬の審査・支払に	計画・医療	逐次検討	・結論	
療報酬支払	関する事務については、従来、社会保険診療報酬	ウ④		×	~
基金の業務	支払基金に委託するよう通知により指導されてい		•		
の民間開放	たが、現在当該通知は廃止され、健康保険組合自		* **	•	
(厚生労働省)	ら又は社会保険診療報酬支払基金以外の第三者の		* *	· .	. •
	審査支払機関による診療報酬や調剤報酬の審査・				
	支払が可能となっている。		· ·		
	したがって、健康保険組合から直接審査・支払				
	についての具体的な要望が厚生労働省に寄せられ		*	n **	•
	た際には、その内容について速やかに検討・結論・				*.
	を出す。			-	

事項名	措置内容	当初計画等との	美	期	
ナベロ	10년 14	関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	また、オンライン請求などのIT化の進展や、				
	上述した支払基金以外の者による審査・支払の普			7	
	及等に応じて、特定業務への特化を図るなど、支				•
	払基金の業務の民間開放についても推進する。	,			-
			ļ ·		
⑤社会保険診	支払基金に対し、オンライン化の進展に合わせ	計画·医療	平成19		
療報酬支払	て、審査のあり方を含む業務フローの抜本的な見	ウ⑤	年末ま		- 1
基金の業務	直しを前提とした業務効率化計画(400 床以上の		でに業		
効率化	病院のレセプトオンライン請求化が義務化される		務効率		
(厚生労働省)	平成20年度から、原則完全オンライン化が実現す		化計画、		
·	る平成 23 年度までの年度ごとの数値目標を含む		平成19		-
	工程表など)の作成を促し、この計画に基づく審		年度末		
	査・支払業務に係る手数料の算出根拠を明らかに		までに		
	し、手数料適正化の数値目標を明示させる。尚、	-	手数料		
	こうした業務効率化計画及び手数料適正化の見通		適正化		
	しについては、広く国民の知るところとなるよう、		の見通		
	具体的且つ分かり易くホームページなどで公表さ		しを作		
	せる。		成		
⑥健康保険組	健康保険組合の規約変更については、厚生労働	計画·医療	逐次検討	・結論	
合の規約変	大臣の認可制から事後届出制に変更する事項につ	ウ⑥			
更の届出制	いて保険者の意見があれば、それらの意見を踏ま			: .	
化等	え、その適否について速やかに検討し、届出の対			•	
(厚生労働省)	象とする事項の拡大等を図る。				
⑦患者への情	被保険者への情報提供等、保険者のエージェン	計画·医療	逐次実施		
報提供等の	ト機能の充実を図るため、以下に示すような内容	ウ⑦			•
エージェン	について、必要に応じ周知を図る。	· ·			٠
ト機能の充	・保険者が医療機関に係る情報収集を行い易いよ				<u>:</u>
実	うな方策を講じるとともに、保険者がそれらの				•
(厚生労働省)	情報を公表することや、被保険者による評価を				
	反映すること、また、そうした情報を用いて被		•		
	保険者に対して優良医療機関を推奨することを		. •		
	可能とする等、被保険者の自己選択を支援する				
	取組。				:
	・査定減額の際の患者の一部負担金の過払いの問	,			r
	題等の解消に向け、被保険者の一部負担金に係				-

事項名	措置内容	当初計画等との	身	期	
7.70	THE VAT	関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	る査定減額相当分について、被保険者の代理者	_			
	として保険者が医療機関に返金請求を行うこと				
	ができることを周知徹底するとともに、保険者		. •		
	が被保険者への返金分を代理受領し、被保険者				
	への返戻を可能とする等、保険者が被加入者の	-			
	権限行使をサポートするような取組。				

## 工 診療報酬

		当初計画等との	実施予定時期	
事項名	措置内容	関係	平成19年度 平成20年度 平成21:	午度
①競争政策の	<b>競争政策上のインセンティブという観点から</b>	計画・医療		76
観点からの	患者に対してより良い医療を提供した者がより	工(1)	ZIV DIS	
医療費体系	評価されるという医療費体系の在り方について			
の見直し	検討し、所要の措置を講ずる。			
(厚生労働省)				
②医療費体系	医療機関の形態に応じた投資的経費の評価に	計画・医療	逐次実施	
の在り方	関する検討を急ぐとともに維持管理経費等の評	工②		-
(厚生労働省)	価についても検討を進め、それらを含めた医療費			
	体系の整備を図る。	. 1		
③診療報酬点	a レセプトのオンライン請求の基礎となる電	計画·医療	平成20年度点数表の完成、	平
数算定ルー	子点数表について、平成 20 年度診療報酬改定	工③a	成23年度までにロジック	゚゙゚゚゙
ルの簡素化、	に合わせ早期に完成させるとともに、将来的に		整備	,
明確化	はオンラインを利用した、迅速かつ適正な審査			- 1
(厚生労働省)	が実施できるよう、電子化をにらみつつ、引き	. `		
	続き点数計算ロジックをより明確にする。な			
	お、電子点数表の作成に当たっては、出来得る	* .		
	限り簡素化し、いつでも、また誰でも、そして			
	そのままの状態で利用可能なものとする。また			
	電子点数表作成に際しては、病院、保険者、支			·
	払基金、国保連それぞれのシステム開発を担う	-		
`	民間と協力して進める。			

事項名	措置内容	当初計画等との	美	期 .	
<b>尹</b> ·及口	7日但F 14	関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	b 診療報酬体系の見直しについては、医療にか	計画·医療	逐次実施		-
	かるコストを適切に把握するための調査を検	工③b		,	•
	討するとともに、新技術の導入について学会の				
	調査等の結果に基づく評価を行うなど、医療機				
	関のコストや機能の適切な反映、医療技術の適		-	-	
	正な評価等の基本的考え方に立って見直しを				
	進める。		-		
	c 算定ロジックの変更等を伴う改定の場合に	計画·医療	逐次実施		
	は、実施までの医療機関におけるレセプト電算	工③c	: :		
	システムの修正に要する期間についても配慮			-	
	する。				4
④価格決定方	既存薬の効能について、一定の基準に基づいた再	計画·医療	逐次実施	-	1
法の見直し	評価を実施し、効能が認められなくなったものの承	工4			
(厚生労働省)	認を取り消すなどの措置を講ずる。				٠,
· .		•			•
⑤中央社会保	中医協については、次のような機能、組織の改	計画·医療	必要に応し	ご見直し	
険医療協議	革を実施する。また、その運用状況を注視し、必	工⑤a			
会(中医協)	要に応じて見直しを行う。		* *		
改革の実施	(第 164 回国会に関係法案提出)				
(厚生労働省)	a 改定率を除く診療報酬改定に係る基本的な				
:	医療政策の審議については、社会保障審議会に				•
	ゆだね、そこで「診療報酬改定に係る基本方針」				
	を定め、中医協においては「基本方針」に沿っ				,
	て、具体的な診療報酬点数の設定に係る審議を			-	
	行うこと。			-	-
	b 支払側委員及び診療側委員の委員構成につ	計画·医療			
	いては、医療費のシェア、医療施設等の数、医	工⑤b			-
	療施設等従事者数、患者数等の指標を総合的に		eri e		-
, .	勘案しながら、明確な考え方に基づいて決定す		·		
	ること。		•		
	c 中医協外で審議・決定された基本的な医療政	計画·医療			
	策に沿って中医協において改定がなされたか	工⑤c		•	-
	どうかを検証すべく、診療報酬改定結果を客観			* <u>-</u>	-
	的データによって公益委員が事後評価するこ				
	٤.			-	-

事項名	措置内容	当初計画等との	身	施予定時	———— 期
721	1日 直 「 14 T	関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑥包括払い・定	a 現在行われているDPCについて、その影	計画·医療	逐次実施		
額払い制度	響・効果を早期に検証し、より精緻化された、	工⑥a			
への移行の	実効性のあるDPCの実施に向けて検証を進				
促進	<b>න්</b> ටි.				
(厚生労働省)					
	b 「規制改革推進のための3か年計画」(平成	重点•医療	措置		
	19年6月22日閣議決定)に則り、DPC導入	(3)①(計			
	の検証と並行し、DRG-PPSの導入効果を	画·医療工			•
	参考にして、一入院当たりの包括的・定額払い	6b)	·		
	制度の試行を次期診療報酬改定において導入				
	する。				• 
⑦質に基づく	欧米諸国の取組内容、国内における医療情報収	重点·医療		検討開	
支払いの推	集体制の整備状況等を踏まえつつ、質に基づく支	(3)②		始	
進	払いの導入にむけて、導入時期、方法などについ				٠.
(厚生労働省)	て検討を開始する。				
⑧地域医療に	夜間対応、休日開業、在宅医療、また地域連携	計画·医療	検討、結	·	
貢献する医	によるそれらの24時間対応等、地域医療に貢献	工⑦	開		
療機関に対	する医療機関に対する診療報酬上の評価につい	· .			!
する診療報	ては、平成 18 年度診療報酬改定においても一定		-		
酬評価	程度行われたところであるが、改定後の状況を踏				
(厚生労働省)	まえた診療報酬上の評価の在り方について、今後				
	さらに検討し、結論を得る。				
					-
⑨いわゆる 「混	a 先進医療に係る平成17年の厚生労働省保険	重点•医療	措置		
合診療」の見	局医療課長通知が導入した薬事法承認の要件	(1)①			-
直し	を解除することと併せ、患者の選択肢を可能な				-
(厚生労働省)	限り拡大する観点から、個別の医療技術ごとに		-		. •
	実施医療機関について審査を行った上で、国内				
. 1.	未承認の薬物・機械器具を用いた先進的な医療	,			
	技術に関する保険診療との併用を認める枠組	. •			
	みを創設することにより、新たな条件整備を行			•	
	う。				,`
	b 平成 16 年の基本的合意が実効性ある形で実	重点·医療	逐次実施		
	施されているかを検証する為、先進医療の実施	(1)2		-	•
	件数と金額を含む調査を行い、その結果を一般			-	
	に公表する。				

## 規制改革推進のための3か年計画(再改定)

【抜粋】

平成 21 年 3 月 31 日 閣 議 決 定

イーIT化、事務効率化

事項名	、	改定計画等と	美	施予定時	———— 期
<b>事</b> 只有	措置内容	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
①医療分野 I	医療の質の向上と効率化の観点から、医療分野	改定・医	逐次実施		
T化のグラ	のIT化に関するグランドデザインを推進する	療イ①			
ンドデザイ	支援・助成について、医療費体系の整備の在り方				· · · · ·
ンの推進	を含め検討し、電子カルテ等、各種IT化を統合			•	
(厚生労働省)	的に推進する。				•
②電子レセプ	a レセプトオンライン請求化に関して、平成	改定・医	平成20年月	 度から順沙	義務化、
トによるオ	18 年の厚生労働省令について (i) オンライ	療イ②a	平成23年月	度当初から	左記を踏
ンライン請	ン請求化の期限が努力目標ではなく義務であ		まえ原則	完全オンラ	イン化
求化の確実	ること。(ii)義務化において原則現行以上の				
な推進	例外規定を設けないこと。(iii) 義務化の期限				
(厚生労働省)	以降、オンライン以外の手法による請求に対し				•
	て診療報酬が支払われないことを、医療機関・				
	薬局に周知徹底する。				
	その際、地域医療の崩壊を招くことのないよ	_	-		
	う、自らオンライン請求することが当面困難な		-		•. •
	医療機関等に対して配慮する。			·	-
	CONTROL OF THE PROPERTY OF THE				
	b オンライン請求されたレセプトに関して、医	改定・医	措置済		
	療行為発生後最長約3ヶ月間かかっている診	療イ②b		• • •	
	療報酬の支払までの期間を、保険者側の協力を				·
	前提に短縮すること、診療報酬点数における加			,	
	算について、オンライン請求の、より効果的イ	,			
	ンセンティブとなるような見直しを実施する				-
	ことなど、医療機関のオンライン請求化を促す				. •
	仕組み、すなわち、医療機関へのインセンティ				
	ブ施策を検討する。			-	
	また、医療機関において、オンライン化に適				
	合した請求システムが円滑に導入されるよう、				V
	請求システムの標準化、互換性、セキュリティ		-		
	の確保等の環境整備を図る。				
	審査支払機関に対し、オンラインを導入した				
	保険者と導入しない保険者間の手数料の差を				
	拡大させることについても併せて検討させる。			-	

<sup>※</sup>下门部分は20頁3月25日本5內進知部分.

事項名	措置内容	改定計画等と	<b></b>	<b>尾施予定時</b>	期	
平火口	1月巨广3年	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
③審査支払機	社会保険診療報酬支払基金など審査支払機関	改定・医	逐次実施			
関のIT化	は、電子レセプトに対応した投資を集中的に行	療イ③				
の推進	い、一連の審査業務全般にわたって電子的手法を					
(厚生労働省)	活用した方式を開発するなど、審査の質の向上と				• .	
	効率化を図る。		}			
<b>④レセプトの</b>	a レセプトオンライン請求化に合わせ、平成	改定・医	結論	平成20年	度から措	
データベー	20 年度末までにレセプトデータの収集・分析	療イ④ a		置		
スの構築と	体制を構築し、平成23年度以降は全国のレセ					
情報活用体	プトデータを収集・蓄積・活用できる体制を構				• .	
制の整備	築、運用する。			٠		
(厚生労働省)				•		
				,		
	b レセプトオンライン化が効果を上げること	重点・医	結論	平成21年	度までに	
	ができるように、オンラインを通じた医療情	療(2)		措置		
	報・健康情報の収集・蓄積体制を早急に整備す	①ア (オ)		-		
	るとともに、例えば統計法(平成 19 年法律第	〔改定・				
	53 号)などの取り扱いを参考にしつつ、その	医療イ④				
	恣意的な利用を防ぐとともに、国の独占利用を	b)			• .	
	排除し、民間への開放を前提とした利用ルール			•	-	
	を確立し、国民の健康の増進に資する幅広い分	. ,		. •		
	野での利用を図る。				•	
	また、医療機関において蓄積された医療情報					
	を共有化し、効率的かつ質の高い医療提供体制	•				
* .	を構築するため、診療記録等の医療分野におけ		:	v		
	る電子化された情報については、外部保存を行	. :				
	うことができる環境整備を進める。			-		
		. 1.		ė		

事項名	世界中众	改定計画等と	ᢖ	———— 期	
争快石	措置内容	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑤電子カルテ	a 厚生労働省の保健医療情報システム検討会	改定・医	措置済		
システムの	が「保健医療分野の情報化にむけてのグランド	療イ⑤a			
普及促進	デザイン」(平成 13 年 12 月)で提言した平成				
(厚生労働省)	18年度までに全国の診療所の6割以上、400床				
	以上の病院の6割以上に電子カルテシステム		·		
	を導入させるとした目標を確実に達成できる			•.*	
	よう、具体的な実行策を明定し、公表する。併				-
	せて、電子カルテシステムの導入負担を軽減	1		,	
	し、導入が促進されるよう、地域中核病院等に				
	Web型電子カルテを導入して診療所等の電	-			
·	子カルテ利用を支援する等、具体的な措置を講				
	ずる。				
¥					
	b 電子カルテにおける用語・コードとレセプト	改定・医	逐次実施		·
,	における用語・コードの整合性を図り、カルテ	療イ⑤b			-
	からレセプトが真正に作成される仕組みを構	<i>"</i>	*		
	築し、我が国のカルテについて電子カルテ化を		•	-	,
	積極的に推進することとし、そのための実効性			•	. <u>.</u>
	ある方策を講ずる。				·
	c 電子カルテシステムが導入された後も、医療	改定・医	措置済	····	
**	機関において継続的に運用されるよう、システ	療イ⑤c			
	ム導入後の運用維持も視野に入れ、電子カルテ				
	システムを用いた望ましい診療行為や医療機				
	関の体制の評価を踏まえ、具体的な推進策を策		İ		· ·
	定し、措置する。			·	
					4.
ļ	d オーダーエントリーシステムの導入、バーコ	改定・医	逐次実施	l	
' ,	ードによる患者誤認防止システムなどのIT	療イ⑤d			
	を使った医療安全対策を一層推進する。				
			•		
		<u> </u>		·	

事項名	措置内容	改定計画等と	美	施予定時	期
尹快石	有直り谷	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑥診療情報等	a 安全で質の高い患者本位の医療サービスを	改定・医	逐次実施		
の共有の促	実現するために、個人情報の保護など一定の条	療イ⑥a		•	•
進と電子カ	件を備えた上で、患者情報を複数の医療機関で			-	
ルテの標準	共有し有効活用ができるよう措置する。	,	-		
化促進					
(厚生労働省)	b カルテの電子化を促進するに当たっては、医	改定・医	逐次実施		
	療におけるIT化の推進という方針の下、カル	  療イ⑥b			
	テの互換性・規格の統一、レセプト・カルテ連				
	動のためのコード整備等の技術的な課題を解				•
	決するとともに、具体的な導入促進策や各種の				
	促進手段を政府として明確にし、実行する。				
					,
	c 医療機関が他の医療機関など外部に提供す	改定・医	措置済		
	る電子的診療情報については、世界的に普及し	療イ⑥ c			
	ているデータ交換規約に様式を統一すること	,			
	を制度化する。また標準化された電子的診療情				
	報は、患者個人の所有物であるとの原則の下、	, ,			
	当該情報について患者個人が自由に管理、ある				e je
	いは外部組織に保存を委託し、疾病管理に利用				
	するなどその環境整備についても早急に検討	. `			
	を進める。				
			٠, ٠		
⑦電子カルテ	電子カルテ等診療情報の医療機関外での保存	改定・医	逐次実施		· -
等診療情報	については、情報の安全確保等、外部保存受託機	療イ⑦			
の医療機関	関として満たすべき技術及び運用管理上の要件				
外での保存	を示したガイドラインを速やかに開示、周知徹底			y.e.	
(厚生労働省)	し、診療情報の電子化及び患者の診療継続等のた				-
	めの医療機関間での情報共有を推進する。				
6 :	【平成17年3月「医療情報システムの安全管理に	. ,			
	関するガイドライン」】	•			

事項名	措置内容	改定計画等と	美	施予定時	——— <u>——</u> 朝
<b>学</b> 快石	相道內谷	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑧遠隔医療等	a 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供	改定・医	逐次実施		
の医療分野	できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠	療イ⑧ a			•
のIT化の	隔診断等の遠隔医療を推進する。				-
推進	また、各種データ交換の際のフォーマット、				
(厚生労働省)	電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等		2		
	の標準について早急に確立し、積極的な普及策				
	を講ずる。			•	
,	b 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処	改定・医	逐次実施	************	
	方チェックを可能とすべく、I Tを活用した薬	療イ⑧b			<i>r</i> '.
	局機能の高度化について検討し、今後とも規制			•	
	改革推進のため、所要の措置を講ずる。				
⑨医薬品・医療	標準コード付与については、医薬品において、	改定・医	措置済		
材料への標	既に通知が出され、平成20年9月までに標準コ	療イ⑨			-
準コード付	ードの整備が図られる予定である。医療材料にお				-
与	いても、通知を発出し、標準コード付与の整備を	1			1 9 1 9
(厚生労働省)	図り、その効果の拡大を図る。				
					, ; 
					-
				2	- '
			-	•	

事項名	措置内容	改定計画等と	身	定時期	
争快石	相遇的谷	の関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑩レセプト様	レセプトオンライン請求化により収集・蓄積さ	重点・医		```	
式の見直し	れる診療情報に加え、20 年度から特定健康診査	療(2)①			
(厚生労働省)	が実施されていることにより、健康情報について	ア〔改		•	
	も収集・蓄積が進むことになる。レセプトオンラ	定・医療	•		
3	イン請求化は、審査・支払いの迅速化や審査の精	イ⑩)	. 4	•	
	紁化・公平性の担保のみでなく、最終的にはEB		•		
	Mの推進を通じた医療の高度化を目的とするも				
	のである。したがって、レセプトオンライン化に	:			•
	より、その効果を最大限発揮することができるよ		- 1		
	うに、レセプト様式を見直すとともに、データ活			*	
	用に向けた環境整備を行う。	, "			
			•		• •
				* .	
			•		, ;
			• .		
	a 傷病名と行った医療行為に対する診療報酬	重点・医		検討開	<i>.</i>
	項目のデータを活用することにより、医療機	療(2)		始	
	関間・地域間での格差の少ない、質の高い医	①ア (ア)			
	療を供給することが可能となることが考えら			* '.	
	れる。代表的・標準的なものについては、傷				
	病名と医療行為のリンク付けについて検討を			-	
	行うとともに、これらの情報を分析・活用す			,	
	ることにより、「標準的な医療」の確立に努め				
	る。また、「標準的な医療」が確立されること				
	により、レセプトの審査基準が明確になり審				
	査の透明性向上、効率化の促進につながる。				
					,

事項名	措置内容	改定計画等と		<b>実施予定時期</b>
	10 20 70	の関係	平成19年度	平成20年度 平成21年度
	b 現在、レセプトに記載する傷病名は、定めら	重点・医		20 年度以降逐次実
	れた傷病名コード (レセ電算用マスター) を	療(2)		施
	用いることが「原則」とされているものの、	(1) P (1)		
	定められた傷病名コードにない名称が使われ			
	ていることが多いのが現実であり、このこと			
	が、蓄積されたデータの有効な活用の妨げと			•
•	なっている。			
•	したがって、レセプトオンライン化に合わせ			
	て、国際標準コード(ICD-10)の採用			•
	も含めて検討を行い、請求時の傷病名コード			
	を統一することを推進し、蓄積されるデータ		,	+ . <del></del>
	の質の向上と有効活用に取り組む。			
	c 現在、調剤レセプトには、医療機関コードの	重占・医		23 年度のレセプト
	記載がないことから、保険者において医科・	療(2)		オンライン化の過
	歯科レセプトとの突合を行う際に、手間がか			程で検討
	かっている状況にある。	())		1主(1央の)
	今後、レセプトオンライン化の過程の中で、			
	医科・歯科レセプトと調剤レセプトの突合を			
	容易に行えるよう、処方せん・調剤レセプト			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	に医療機関コードを記載することを検討す			
,	る。			•
	~0			
	d 現在レセプト上には、初診日と当月の診療日	重点・医		99 年度の1 ナーナー
	数は記載されるものの、実際の診療日の記載	療(2)		23 年度のレセプト
	がはに取られるものの、 <del>天际の必然日の</del> に収 はされていない。	原(2)		オンライン化の過
	オンライン化に合わせて、診療行為年月日の	(بد) (ب		程で検討・結論、
1	記載を行い、保険者におけるレセプト審査の		1	措置
	The second section of the se			
	正確性の向上や重複検査や多重投薬の危険性の生物等を行いわけるよう。			
-	の指摘等を行いやすくする環境を整備する。			
		·		

## ウ 保険者、保険運営、審査支払等

事項名	措置内容	改定計画等との	美	施予定時	期
争快石	治道と分	関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
①保険者の自	保険者の自立的な運営のため、各種許認可手続	改定·医療	逐次実施		
主的運営の	など、一層の規制緩和等の措置を講ずる。	ウ①	*		· :
ための規制					
緩和等の措					
置		•			
(厚生労働省)					
②医療機関·薬	「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」	改定•医療	逐次検討	・結論	,
局と保険者	(平成17年3月25日閣議決定)における「保険	ウ②			
間の直接契	者と医療機関の直接契約が進められるよう、現行				
約に関する	の契約条件等について過度な阻害要件がないか				
条件の緩和	等について保険者の意見を踏まえつつ、条件緩和				
(厚生労働省)	について検討する。【逐次検討】」との決定を踏ま				
	え、例えば以下のような事項について、保険者か	,			
	らの要望があれば積極的に聴取するとともに、				
	「健康保険法第 76 条第3項の認可基準等につい				-
	て」(平成 15 年 5 月 20 日 健康保険組合理事あ	.f.,			· .
	て厚生労働省保険局長通知 保発第 05200001 号)	,		•	
	及び「保険薬局に係る健康保険法第76条第3項			٠.	
	の認可基準等について」(平成17年3月30日 健			•	
	康保険組合理事あて厚生労働省保険局長通知				
	保発第 03300002 号) の通知における要件の見直		•	· · · · ·	
	しについて結論を出す。				
				* *	
	・直接契約の対象医療機関や対象薬局の名称等の				
·	内容を保険者の組合規約に明記すべきとする要		•		- [
	件を廃止すること。		•		
	・認可申請の際にフリーアクセスを阻害していな				
	いことを客観的に証明するために保険者に提出				
	が求められている書類の記載内容を簡素化する		·		
	<i>ڪ</i> ځ.				
	・契約医療機関における当該保険組合加入者の受	7		•	
	診増が、保険者の責による場合を除き、認可後	•			
	の監督等の対象事項とされている「契約医療機				
	関による患者のフリーアクセスの阻害行為」に		•		
	は当たらないことを明確化するとともに、契約				

事項名	措置内容	改定計画等との	との 実施予定		定時期	
ナ·ス/H	旧巴门杯	関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	後の各種報告を簡素化すること。					
	・認可後に地方厚生(支)局へ提出すべき事項か					
-	ら、保険者が持ち得ない、若しくは入手し難い					
	情報(契約医療機関における当該保険組合加入				• *	
	者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプト					
	件数 等)を削除すること。	-				
	・診療報酬点数の範囲内で契約による定められる				-	
•	価格設定が、契約当事者間の合意があれば、よ					
•	り自由に設定できるよう、要件を緩和すること。	Ť	.*			
	・認可を取消された場合であっても保険者、保険				-	
	組合加入者の受診機会の継続性の確保のため、					
	当事者間の合意があれば、一定期間、継続的に					
	運用を可能とする猶予措置を講じること。					
•						
③審査支払機	a 更なる受託競争の促進による審査・支払業務	改定·医療	措置済			
関間の競争	の効率化を図るため、保険者が他の都道府県の	ウ③				
環境の整備	国保連を含むいずれの審査支払機関にも、医療			. ,		
(厚生労働省)	機関側が十分な準備ができる期間を置いた上					
	で、審査・支払を委託することができる旨、周				• 1	
	知徹底する。					
				<u> </u>	•	
,	件数、再審査率、審査・支払部門のコストを示					
	す財務情報など、一定の情報については公開さ					
	せるとともに、支払基金と各都道府県国保連の					
	審査・支払部門のコストが比較できるよう、そ			·	•	
_	れらを示す財務情報を公開する際の統一的なル			٠. ا		
	ールを設定する。					
	一ルを政化する。					
	c 保険者・審査支払機関間の契約モデルの提					
	示、保険者が指定した審査支払機関にレセプト			٠ . ا		
	が請求されるようなインフラの整備、診療報酬					
	点数表等に基づいたレセプトを照合する等の審					
	査ロジックの公開、紛争処理のあり方の見直し					
-N	を行う。					

事項名	措置内容	改定計画等との		施予定時	期
<b>事</b> 火口	1月直F 3分	関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<b>④社会保険診</b>	健康保険組合における診療報酬の審査・支払に	改定·医療	逐次検討	・結論	-
療報酬支払	関する事務については、従来、社会保険診療報酬	ウ④			
基金の業務	支払基金に委託するよう通知により指導されて				•
の民間開放	いたが、現在当該通知は廃止され、健康保険組合				
(厚生労働省)	自ら又は社会保険診療報酬支払基金以外の第三				
	者の審査支払機関による診療報酬や調剤報酬の				
	審査・支払が可能となっている。		·		•
	したがって、健康保険組合から直接審査・支払				
	についての具体的な要望が厚生労働省に寄せら		. <u>-</u>	•	. •
	れた際には、その内容について速やかに検討・結				
	論を出す。				-
	また、オンライン請求などの I T化の進展や、				
÷	上述した支払基金以外の者による審査・支払の普				
	及等に応じて、特定業務への特化を図るなど、支			*	
·	払基金の業務の民間開放についても推進する。		4		
				4	
⑤社会保険診	支払基金に対し、オンライン化の進展に合わせ	改定·医療	措置済		
療報酬支払	て、審査のあり方を含む業務フローの抜本的な見	ウ⑤			
基金の業務	直しを前提とした業務効率化計画(400 床以上の				<i>;</i> -
効率化	病院のレセプトオンライン請求化が義務化され				·
(厚生労働省)	る平成 20 年度から、原則完全オンライン化が実				
]	現する平成 23 年度までの年度ごとの数値目標を				
	含む工程表など)の作成を促し、この計画に基づ				
	く審査・支払業務に係る手数料の算出根拠を明ら				
	かにし、手数料適正化の数値目標を明示させる。				
	尚、こうした業務効率化計画及び手数料適正化の				
	見通しについては、広く国民の知るところとなる			:	
	よう、具体的且つ分かり易くホームページなどで				
	公表させる。				٠.
⑥健康保険組	健康保険組合の規約変更については、厚生労働	改定•医療			
	大臣の認可制から事後届出制に変更する事項に	ウ⑥	~~~\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	73-1 HDD	
更の届出制	ついて保険者の意見があれば、それらの意見を踏		:	is the second se	
化等	まえ、その適否について速やかに検討し、届出の				
(厚生労働省)	対象とする事項の拡大等を図る。				
V1 = 20194 E17	7.1. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0.	<u> </u>	•		

事項名	措置内容	改定計画等との	身	———— 期	
7.24	1日巴广 147	関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑦患者への情	被保険者への情報提供等、保険者のエージェン	改定·医療	逐次実施		
報提供等の	ト機能の充実を図るため、以下に示すような内容	ウ⑦		•	-
・エージェン	について、必要に応じ周知を図る。				
ト機能の充	・保険者が医療機関に係る情報収集を行い易いよ				
実	うな方策を講じるとともに、保険者がそれらの			•	
(厚生労働省)	情報を公表することや、被保険者による評価を				-
	反映すること、また、そうした情報を用いて被		,		
	保険者に対して優良医療機関を推奨することを	,		+ v + v + v + v + v + v + v + v + v + v	
	可能とする等、被保険者の自己選択を支援する	,	• •		
	取組。	* .	•	•	
•	・査定減額の際の患者の一部負担金の過払いの問				
• .	題等の解消に向け、被保険者の一部負担金に係			. •	•
	る査定減額相当分について、被保険者の代理者			· •	
	として保険者が医療機関に返金請求を行うこと			·	
	ができることを周知徹底するとともに、保険者		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	が被保険者への返金分を代理受領し、被保険者	·			
	への返戻を可能とする等、保険者が被加入者の			-	
	権限行使をサポートするような取組。			-	
⑧所在地変更	政府管掌健康保険は、平成18年6月に、「健康	別表4-	. 1	措置済	•
による健康	保険法等の一部を改正する法律」が国会で成立、	993			
保険証の再	公布され、平成20年10月に国とは切り離した新				•
作成の廃止	たな保険者として全国健康保険協会を設立し、自				
(厚生労働省)	主自律の運営のもとに都道府県単位の財政運営				-
	を基本として健康保険事業を実施していくこと				
	となっている。平成20年10月に稼働する全国健				-
-	康保険協会の新たなシステムにおいては、市町村				
	合併等による社会保険事務所の管轄の変更に伴				
	う被保険者証の再作成は必要としないようにシ				• .
	ステム的に対応する方向で準備を進めている。な				
	お、上記以外の事業所の所在地を変更した場合の				
	政府管掌健康保険の被保険者証の取扱いについ				
	ては、一定の条件の下に再作成は不要とする方向			. ]	
	で平成19年度内に検討する。				

## 工 診療報酬

事項名	改定計 措置内容		との 実施予定時期		朔	
	相巨 74	関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
①競争政策の	競争政策上のインセンティブという観点から	改定·医療	逐次実施			
観点からの	患者に対してより良い医療を提供した者がより	工①				
医療費体系	評価されるという医療費体系の在り方について					
の見直し	検討し、所要の措置を講ずる。					
(厚生労働省)			-	•	**	
②医療費体系	医療機関の形態に応じた投資的経費の評価に	改定·医療	逐次実施			
の在り方	関する検討を急ぐとともに維持管理経費等の評	工②			٠.	
(厚生労働省)	価についても検討を進め、それらを含めた医療費	,				
	体系の整備を図る。	٠.			-	
③診療報酬点	a レセプトのオンライン請求の基礎となる電	改定·医療	平成20年月	<b></b> 医点数表の	完成、平	
数算定ルー	子点数表について、平成20年度診療報酬改定	工③a	成23年度	までにロ	ジックの	
ルの簡素化、	に合わせ早期に完成させるとともに、将来的に	-	整備		-	
明確化	はオンラインを利用した、迅速かつ適正な審査					
(厚生労働省)	が実施できるよう、電子化をにらみつつ、引き				· .	
	続き点数計算ロジックをより明確にする。な	-	· 			
. ,	お、電子点数表の作成に当たっては、出来得る	. :				
	限り簡素化し、いつでも、また誰でも、そして			•		
	そのままの状態で利用可能なものとする。また		-			
	電子点数表作成に際しては、病院、保険者、支	1		÷.	4 .	
	払基金、国保連それぞれのシステム開発を担う		•			
	民間と協力して進める。					
	b 診療報酬体系の見直しについては、医療にか	改定·医療	逐次実施			
	かるコストを適切に把握するための調査を検	工③b				
	討するとともに、新技術の導入について学会の		•	•		
	調査等の結果に基づく評価を行うなど、医療機			•		
	関のコストや機能の適切な反映、医療技術の適					
	正な評価等の基本的考え方に立って見直しを			•		
	進める。			•	ļ	
				. •	.]	
	c 算定ロジックの変更等を伴う改定の場合に	改定•医療	逐次実施			
	は、実施までの医療機関におけるレセプト電算	工③ c				
	システムの修正に要する期間についても配慮					
	する。				-	
					_	

事項名		改造制画等との実施予定時				
	措置内容	関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
④価格決定方	既存薬の効能について、一定の基準に基づいた再	改定·医療	逐次実施		<u> </u>	
法の見直し	評価を実施し、効能が認められなくなったものの承	工④				
(厚生労働省)	認を取り消すなどの措置を講ずる。					
⑤中央社会保	中医協については、次のような機能、組織の改	改定·医療	必要に応	じ見直し	-	
険医療協議	革を実施する。また、その運用状況を注視し、必	工⑤a		-	* * =	
会(中医協)	要に応じて見直しを行う。			• .		
改革の実施	(第 164 回国会に関係法案提出)				÷	
(厚生労働省)	a 改定率を除く診療報酬改定に係る基本的な					
	医療政策の審議については、社会保障審議会に				-	
	ゆだね、そこで「診療報酬改定に係る基本方針」					
	を定め、中医協においては「基本方針」に沿っ		· .			
•	て、具体的な診療報酬点数の設定に係る審議を	·	*		÷	
	行うこと。					
	b 支払側委員及び診療側委員の委員構成につ	改定·医療	-		-	
	いては、医療費のシェア、医療施設等の数、医	工⑤b				
	療施設等従事者数、患者数等の指標を総合的に			*	•	
	勘案しながら、明確な考え方に基づいて決定す					
	ること。					
	c 中医協外で審議・決定された基本的な医療政	改定·医療	·   •			
	策に沿って中医協において改定がなされたか	<b>⊥</b> (5) с	· .·			
	どうかを検証すべく、診療報酬改定結果を客観		,		• .	
	的データによって公益委員が事後評価するこ			-		
	Ł.		-·			
⑥包括払い・定	a 現在行われているDPCについて、その影	改定·医療	逐次実施			
額払い制度	響・効果を早期に検証し、より精緻化された、	工⑥a	•			
への移行の	実効性のあるDPCの実施に向けて検証を進		-			
促進	める。					
(厚生労働省)						
		, .		•		
				•		

事項名	措置内容	改定計画等との	3	期	
デスロ	祖臣》	関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	b 「規制改革推進のための3か年計画」(平成	改定·医療	措置済		
	19年6月22日閣議決定)に則り、DPC導入	工⑥b			
-	の検証と並行し、DRG-PPSの導入効果を				-
	参考にして、一入院当たりの包括的・定額払い				
	制度の試行を次期診療報酬改定において導入				
	する。				
	c 平成 20 年度診療報酬改定において、標準的	重点·医療	-		検討
	な治療方法が確立されており、手術に伴う入院	(2)①√		·	
	期間及び費用に大きな変動のない 15 歳未満の				
	鼠径ヘルニアの入院医療について包括支払方				
	式が導入されたものの、導入事例はこの1例に			•	-
	とどまっている。今後、一手術あたりの支払い				e e
	方式の状況を踏まえつつ、DRG-PPSの対		,		
	象の拡大や要件の見直しについて検討する。			,	
			* * .		
⑦質に基づく	欧米諸国の取組内容、国内における医療情報収	重点•医療		検討開始	、引き続
支払いの更	集体制の整備状況等を踏まえつつ、質に基づく支	(2)①イ		き検討	
なる推進	払い (Pay For Performance) の導入にむけて、	〔改定·医			•
(厚生労働省)	導入時期、方法などについて検討を開始する。	療工⑦〕			
				4	
⑧地域医療に	夜間対応、休日開業、在宅医療、また地域連携	改定·医療	措置済		
貢献する医	によるそれらの24時間対応等、地域医療に貢献す	工(8)			•
療機関に対	る医療機関に対する診療報酬上の評価について				
する診療報	は、平成18年度診療報酬改定においても一定程度				
酬評価	行われたところであるが、改定後の状況を踏まえ	•			
(厚生労働省)	た診療報酬上の評価の在り方について、今後さら				
	に検討し、結論を得る。	· ·		1	
				j	
		.			
			.		

事項名	措置内容	改定計画等との	実施予定時期		
	有EL14	関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑨いわゆる 「混	a 先進医療に係る平成17年の厚生労働省保険	改定•医療	措置済		
合診療」の見	局医療課長通知が導入した薬事法承認の要件	工(9) a			
直し	を解除することと併せ、患者の選択肢を可能な				٠
(厚生労働省)	限り拡大する観点から、個別の医療技術ごとに				
	実施医療機関について審査を行った上で、国内				
	未承認の薬物・機械器具を用いた先進的な医療				·
,	技術に関する保険診療との併用を認める枠組				
	みを創設することにより、新たな条件整備を行		-		
	う。		·	·	
	b 平成 16 年の基本的合意が実効性ある形で実	改定·医療	逐次実施		
	施されているかを検証する為、先進医療の実施	工 <b>⑨</b> Ъ			
	件数と金額を含む調査を行い、その結果を一般		,		
	に公表する。		. **	ž.	
					·
⑩DPCデー	医療の質の向上に向けてデータが活用される	重点·医療		検討·結	措置
夕の活用方	よう、DPCデータの公開ルールの整備を行う。	(2)①ウ		論済	
策の実施	また、併せて現行の公開手続方法について周知す				·
(厚生労働省)	. 5.		, .		